

那覇市公報

号外第 6 5 8 号

毎月 2 回 1, 15 日発行
発 行 所
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市総務部総務課

目 次

◇監 査 委 員 公 表

○平成 1 7 年度定期監査 (前期) の結果について (公表)	469
--	-----

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 3 号

平 成 1 7 年 7 月 2 2 日

那覇市監査委員	長 嶺	紀 雄
同	當 真	嗣 州
同	高 良	幸 勇

平成 1 7 年度定期監査 (前期) の結果について (公表)

地方自治法第 1 9 9 第 4 項の規定に基づき、市民文化部、議会事務局、監査委員事務局、水道局、市立病院の定期監査を行ったので、同法同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表します。

市 民 文 化 部 定期監査報告書

- 第 1 監査の対象 市民文化部
市民活動課、市民課（首里支所、真和志支所、小禄支所含む）、国民年金課
国民健康保険課、文化振興課、歴史資料室
- 第 2 監査の期間 平成 1 7 年 3 月 2 8 日から平成 1 7 年 6 月 2 4 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は、平成 1 6 年度（平成 1 7 年 3 月 3 1 日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

○ 市 民 活 動 課

1 職員の配置状況

市民活動課の職員配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

区 分 \ 職 名	課長	主幹	主査	主任主事	主事	計	定数
課 長 等	1	1				2	2
交 通 安 全 班			1	1	1	3	3
市 民 相 談 班			3	1		4	4
コミュニティ活性化推進室			2	2		4	4
計	1	1	6	4	1	1 3	1 3

※ 定数外職員は、非常勤職員 N P O 7 人と臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

市民活動課においては、交通安全、自治会その他市民組織、法律相談、部所管事務の政策課題、部内の庶務、連絡、調整事務、部内の他課に属しないこと、自治会その他市民組織、市民憲章の推進、協働型まちづくり促進、N P O 活動支援、法律相談、行政相談及び一般相談、陳情及び請願等の受付、市民会議、市長への手紙、市政に関する要望事項等の連絡調整及び処理、施設及び庁舎見学の事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

（１）歳 入

（単位：円、％）

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
13 使用料及び手数料	2 手数料	1 総務手数料	1,000	0	0	0	0.0
20 諸収入	2 市預金利子	1 市預金利子	1,000	0	0	0	0.0
	5 雑入	4 雑入	18,330,000	901,750	901,750	0	100.0
合 計			18,332,000	901,750	901,750	0	100.0

調定事務について

第 1 3 款使用料及び手数料（証明手数料）、第 2 0 款諸収入（資金前渡金預金利子、都市交通災害共済加入取扱料、自治総合センター助成金、コピー等実費徴収金）について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

（２）歳 出

（単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
2 総務費	1 総務管理 費	1 一般管理 費	119,157,000	116,995,573	96,746,389	2,161,427	98.2
		2 文書広報 費	4,786,000	4,241,868	4,231,868	544,132	88.6
		7 企画費	9,776,000	9,159,573	8,637,015	616,427	93.7
		12 交通安 全対策 費	15,490,000	15,079,510	14,712,850	410,490	97.3
合 計			149,209,000	145,476,524	124,328,122	3,732,476	97.5

ア 負担金、補助金について

補助金の支出は、那覇地区防犯協会、豊見城地区防犯協会、那覇市民憲章推進協議会、那覇市自治会長連合会、各自治会への活動助成、自治会等への保安灯設置助成、自治会の特別活性化事業、単位自治会集会所借上料の助成、那覇人権擁護委員協議会、暴力団壊滅那覇市民対策会議、那覇市交通安全市民運動推進協議会、那覇地区交通安全協会、豊見城地区交通安全協会、各小学校スクールゾーン委員会、開南校区コミュニティ協議会等への補助金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡、概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、安全で住みよいまちづくり推進協議会委員報酬及び費用弁償、祝儀代、那覇市連絡事務委託料、NPOセミナー等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認

めた。

4 契約事務の状況

（１）業務委託契約状況について

業務委託契約は、那覇市連絡事務委託（単位自治会）、NPO活動支援センター技術支援等業務委託、コミュニティいきいきプロジェクトコーディネーター業務委託に係る委託料である。

（２）工事請負契約について

工事請負契約は、スクールゾーン広報表示設置工事、スクールゾーン広報版撤去工事である。これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 17 年 5 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 市民課（首里支所、真和志支所、小禄支所含む）

1 職員の配置状況

市民課の職員配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

区 分 \ 職 名	課長	支所長	主幹	係長	主査	主任 主事	主事	計	定数
課 長 等	1		2					3	3
管 理 係				1	1	1	1	4	4
窓 口 係				1	2	1 8	4	2 5	2 5
戸 籍 係				1	1	8	2	1 2	1 2
住 民 記 録 係				1	1	8	2	1 2	1 2
作 成 係				1		7	1	9	9
児 童 手 当 係				1		3	2	6	6
本 庁 舎 小 計	1		2	6	5	4 5	1 2	7 1	7 1
真 和 志 支 所		1		1	1	1 3	1	1 7	1 7
首 里 支 所		1		1	1	8	1	1 2	1 2
小 禄 支 所		1		1	2	7	1	1 2	1 2
合 計	1	3	2	9	9	7 3	1 5	1 1 2	1 1 2

※ 定数外職員は、市民課、非常勤職員 9 人（児童手当要員 2 人・窓口担当員 6 人・庶務担当員 1 人）、臨時職員 20 人

※ 真和志支所、非常勤職員 4 人（地域コミュニティ推進員 1 人・窓口証明発行員 3 人）、臨時職員 3 人

※ 首里支所、非常勤職員 3 人（地域コミュニティ推進員 1 人・窓口証明発行員 2 人）、臨時職員 3 人

※ 小禄支所、非常勤職員 3 人（地域コミュニティ推進員 1 人・窓口証明発行員 2 人）、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

市民課においては、戸籍法・住民基本台帳法及び外国人登録、身分その他諸証明、死産届、住民実態、身元照会及び犯罪人名簿、自動車臨時運行許可、市民統計、埋火葬の許可、母子健康手帳の作成及び交付、児童手当法に基づく児童手当の受付・認定及び支給、学齢児童生徒の転入学申請受付等、国民年金及び国民健康保険の資格得喪、国民健康保険被保険者証の交付、印鑑登録、IS09001 の推進、相続税法第 5 8 条の通知及び支所に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、納付書、所属別歳入・歳出執行状況表、支出負担行為書等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(単位：円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
13 使用料及び手数料	1 使用料	1 総務使用料	203,000	292,872	292,872	0	100.0
	2 手数料	1 総務手数料	184,440,000	183,013,100	182,069,650	943,450	99.5
		7 土木手数料	2,025,000	2,115,750	2,103,750	12,000	99.4
14 国庫支出金	1 国庫負担金	2 民生費国庫負担金	1,346,152,000	1,243,084,999	1,243,084,999	0	100.0
	3 委託金	1 総務費委託金	4,180,000	4,819,500	4,819,500	0	100.0
15 県支出金	1 県負担金	2 民生費県負担金	269,531,000	245,484,999	245,484,999	0	100.0
	3 委託金	1 総務費委託金	21,000	3,700	3,700	0	100.0
20 諸収入	2 市預金利子	1 市預金利子	1,000	7	7	0	100.0
	5 雑入	2 弁償金	1,000	0	0	0	0.0
		4 雑入	1,325,000	2,809,992	774,992	2,035,000 (内 25,000 不納欠損)	0.0
合 計			1,807,879,000	1,681,624,919	1,678,634,469	2,990,450	99.8

調定事務について

第 13 款使用料及び手数料（行政財産目的外使用料、戸籍住民基本台帳手数料、道路橋りょう手数料）、第 14 款国庫支出金（被用者児童手当負担金、特例給付負担金、非被用者児童手当負担金、被用者就学前特例給付国庫負担金、非被用者就学前特例給付国庫負担金、戸籍住民基本台帳費委託金）第 15 款県支出金（被用者児童手当県負担金、非被用者児童手当県負担金、被用者就学前特例給付県負担金

非被用者就学前特例給付県負担金、戸籍住民基本台帳費委託金）、第 20 款諸収入（預金利子、弁償金、総務費雑入、民生費雑入）について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

（２）歳 出

（単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執 行 率
款	項	目					
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	4,849,000	4,365,398	4,365,398	483,602	90.0
		8 支所費	30,276,000	28,449,262	27,486,788	1,826,738	94.0
		11 過誤納還 付金	13,976,000	13,975,000	13,975,000	1,000	100.0
	3 戸籍住民 基本台帳 費	1 戸籍住 民基 本 台帳費	159,596,000	147,495,269	135,779,141	12,100,731	92.4
3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	18,483,000	16,632,954	16,508,156	1,850,046	90.0
		2 児童措 置費	1,865,975,000	1,762,080,000	1,762,205,000	103,895,000	94.4
8 土木費	2 道 路 橋 りょう費	1 道 路 橋 りょう総 務費	17,000	10,440	10,440	6,560	61.4
合 計			2,093,172,000	1,973,008,323	1,960,329,923	120,163,677	94.3

ア 負担金について

負担金の支出は、沖縄県連合戸籍住民基本台帳事務協議会、那覇地方法務局直轄管内戸籍住民基本台帳事務協議会、沖縄県外国人登録事務協議会等の団体負担金および出席負担金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払いの取扱について

資金前渡による支払いは、沖縄県連合戸籍住民基本台帳事務協議会、那覇地方法務局直轄管内戸籍住民基本台帳事務協議会、沖縄県外国人登録事務協議会等である。

概算払いによる支払いは、福岡法務局管内市区町村戸籍事務従事職員上級者研修、沖縄県連合戸籍住民基本台帳事務協議会、沖縄県外国人登録事務に関する勉強会、先進都市視察に係る旅費等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（１）業務委託契約について

業務委託契約は、オンライン入力労働者派遣業務、自動交付機休日運用業務、自動交付機の保守業務、戸籍情報管理システム機器保守業務、戸籍情報管理システムプログラム保守業務、住基ネットワーク業務代行、住基ネットワークGWシステムサポート業務、住基ネットワーク機器保守業務、住基ネットワークシステム保守業務、ＩＣカード発行機保守業務、三支所清掃業務・害虫駆除、冷房機保守点検業務、首里・小禄支所電気保安管理、電話機保守点検、消防用設備保守点検、ゴミ収集、貯水槽清掃、警備業務委託等の契約である。

（２）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、水道局庁舎、戸籍機能付 F A X、複写機保守（本庁・真和志）、自動交付機、戸籍システム機器一式、住基ネットワークシステムハードウェア、ＩＣカード発行機一式、電子計算機器等の賃貸借の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

５ 財産の管理状況

（１）公有財産について

施設の管理は、首里支所庁舎（土地 720.67 ㎡、建物 666.97 ㎡）、小禄支所庁舎（土地 1987.59 ㎡、建物 666.79 ㎡）、真和志支所（地下会議室 287.86 ㎡）の使用状況を公有財産台帳の写し等により審査した結果、おおむね良好に管理されていると認めた。

（２）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 1 7 年 5 月 1 2 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

６ 要望事項

銘苅庁舎内市民サービスセンターの業務拡大について

銘苅庁舎内市民サービスセンターは、平成 1 5 年 6 月から証明書交付事務のみの業務を開始しているが、交付件数は年々増えている（平成 1 5 年度 1 8, 0 9 7 件、平成 1 6 年度 3 5, 7 9 5 件）。行政事務においては、申請（届出）と交付は一体であるので、更なる市民サービス向上のため、申請（届出）業務もできるように要望する。

○ 国民年金課

１ 職員の配置状況

国民年金課の職員の配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

区 分 \ 職 名	課長	主査	主任主事	主事	計	定数
課 長 等	1				1	1
年 金 グ ル ー プ		1	4	1	6	6
給 付 グ ル ー プ		1	2	1	4	4
計	1	2	6	2	1 1	1 1

※ 定数外職員は、非常勤職員 6 人（国民年金相談員 4 人、給付関係の受付 2 人）と臨時職員 7 人（免除申請受付 6 人、育休代替 1 人）である。

２ 主な所掌事務について

国民年金課においては、国民年金事業の企画及び普及、国民年金・福祉年金の裁定請求書、諸届等の受理審査及び経由、福祉年金受給者の住所及び印鑑並びに振込郵便局の変更、国民年金の資格得喪に関する事務を所掌している。

３ 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

（１） 歳 入

（単位：円、％）

科 目			予算現額	調 定 額	収入済額	収 入 未済額	収入率
款	項	目					
14国庫支出金	3委託金	2民生費委託金	117,295,000	124,126,027	124,126,027	0	100.0
合 計			117,295,000	124,126,027	124,126,027	0	100.0

調定事務について

第 1 4 款国庫支出金（国民年金事務費）について、収入調定伺等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

（２） 歳 出

（単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担 行 為	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
3民生費	1社会福祉費	1社会福祉総務費	2,758,000	2,605,711	2,605,711	152,289	94.5
		6国民年金費	35,389,000	31,784,911	27,765,322	3,604,089	89.8
合 計			38,147,000	34,390,622	30,371,033	3,756,378	90.2

ア 負担金・補助金について

負担金の支出は、九州都市国民年金協議会、日本国民年金協会、沖縄県都市国民年金協議会、全国都市国民年金協議会、那覇地区国民年金協議会等への団体及び出席負担金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払の取扱について

資金前渡による支払いは、沖縄県都市国民年金協議会、国民年金九州・沖縄ブロック講習会、全国都市国民年金協議会総会及び研修会への出席負担金、九州都市国民年金協議会総会及び研修会への出席負担金等である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（１）業務委託契約について

業務委託契約は、端末機保守管理業務、バス車内放送広告業務、国民年金だより配布、国民年金街頭広報業務である。

（２）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、コピー機、タクシー、端末機、増設機器（端末機）である

（３）修繕料の契約について

修繕料は、車検及び車両の修理である。

これについて、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 1 7 年 5 月 1 3 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 国民健康保険課

1 職員の配置状況

国民健康保険課の職員の配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

職名 係名	課長	主幹	主幹兼 係長	係長	主査	主任 主事	主事	計	定数
課 長 等	1	1	1					3	3
庶 務 係					2	4	2	8	7
給 付 係				1	2	6	2	11	12
保険税第 1 係				1		5	3	9	9
保険税第 2 係				1	1	5	2	9	9
保険税第 3 係				1		3	6	10	9
計	1	1	1	4	5	23	15	50	49

※定数外職員は、非常勤職員 47 人（レセプト点検職員 11 人、医療費集計事務職員 1 人、窓口指導員 4 人、第三者行為求償事務職員 1 人、健康相談員 4 人、収納推進員 22 人、市外収納推進員 1 人、納付電話督促嘱託員 3 人）、臨時職員は 26 人（事務）である。

2 主な所掌事務

国民健康保険課においては、国民健康保険事業の企画及び普及、国民健康保険の給付、国民健康保険の診療報酬の審査、国民健康保険税の賦課及び徴収に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、所属別歳入・歳出執行状況表、支出負担行為書等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

（1）歳 入

（単位：円、％）

科 目			予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税	1 一般被保険者国民健康保険税	6,665,767,000	9,594,168,263	6,084,213,177	3,509,955,086	63.4
		2 退職被保険者等国民健康保険税	1,177,013,000	1,430,479,029	1,134,370,675	296,108,354	79.3
2 使用料及び手数料	1 手数料	1 総務手数料	270,000	258,300	258,300	0	100.0
		2 督促手数料	9,000,000	5,747,430	7,574,930	△1,827,500	131.8
3 国庫支出金	1 国庫負担金	2 療養給付費等負担金	9,582,721,000	9,436,298,059	9,436,298,059	0	100.0
		3 高額医療費共同事業負担金	158,054,000	154,821,905	154,821,905	0	100.0
	2 国庫補助金	1 財政調整交付金	5,113,643,000	3,829,789,000	1,276,596,000	2,553,193,000	33.3

		2 国民健康保険特別対策費補助金	2,063,000	2,063,000	2,063,000	0	100.0
4療養給付費等交付金	1療養給付費等交付金	1療養給付費等交付金	3,293,204,000	3,103,707,222	2,851,573,222	252,134,000	91.9
5県支出金	1県補助金	1 国民健康保険補助金	1,000	0	0	0	0.0
	2県負担金	2 国民健康保険事業負担金	158,054,000	154,821,905	154,821,905	0	100.0
6 共同事業交付金	1 共同事業交付金	1 高額医療費共同事業交付金	635,600,000	651,961,183	651,961,183	0	100.0
7財産収入	1財産運用収入	1基金運用収入	847,000	846,279	846,279	0	100.0
8繰入金	1 他会計繰入金	1 一般会計繰入金	3,813,527,000	3,813,525,340	3,813,525,340	0	100.0
	2基金繰入金	1基金繰入金	550,000,000	550,000,000	550,000,000	0	100.0
9繰越金	1繰越金	1療養給付費交付金繰越金	1,000	0	0	0	0.0
		2その他繰越金	363,558,000	363,558,664	363,558,664	0	100.0
10諸収入	1延滞金加算金及び過料	1一般被保険者延滞金	3,100,000	1,320,800	1,749,400	△428,600	132.5
		2退職被保険者等延滞金	105,000	90,016	90,016	0	100.0
	2預金利子	1預金利子	1,000	1,261	1,261	0	100.0
	3雑入	1一般被保険者第三者納付金	37,000,000	29,699,552	31,610,525	△1,910,973	106.4
		2退職被保険者等第三者納付金	3,000,000	1,091,133	1,433,045	△341,912	131.3
		3一般被保険者返納金	15,000,000	27,185,202	33,329,801	△6,144,599	122.6
		4退職被保険者等返納金	2,000,000	1,224,684	1,294,506	△69,822	105.7
		5雑入	502,000	886,992	886,992	0	100.0
特別会計合計		31,584,031,000	33,153,545,219	26,552,878,185	6,600,667,034	80.1	
14国庫支出金	1国庫負担金	11 保険基盤安定負担金	1,051,159,000	1,051,158,670	1,051,158,670	0	100.0
15県支出金	1県負担金	11 保険基盤安定負担金	525,580,000	525,579,335	521,877,053	3,702,282	99.3
一般会計合計		1,576,739,000	1,576,738,005	1,573,035,723	3,702,282	99.8	
総合計		33,160,770,000	34,730,283,224	28,125,913,908	6,604,369,316	81.0	

ア 調定事務について

国民健康保険事業特別会計の第 1 款国民健康保険税（一般被保険者国民健康保険税、退職被保険者等国民健康保険税）、第 2 款使用料及び手数料（総務手数料、督促手数料）、第 3 款国庫支出金（療養給付費等負担金、高額療養費共同事業負担金、財政調整交付金、国民健康保険特別対策費補助金）、第 4 款療養給付費等交付金、第 5 款県支出金（国民健康保険補助金、国民健康保険事業負担金）、第 6 款共同事業交付金、第 7 款財産収入（基金運用収入）、第 8 款繰入金（一般会計繰入金、基金繰入金）、第 9 款繰越金（療養給付費交付金繰越金、その他繰越金）、第 10 款諸収入（一般被保険者延滞金、退職被保険者延滞金、預金利子、一般被保険者第三者納付金、退職被保険者等第三者納付金、一般被保険者返納金、退職被保険者等返納金、雑入）、一般会計の第 1 4 款国庫支出金（保険基盤安定負担金）、第 1 5 款県支出金（保険基盤安定負担金）について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 徴収事務について

第 1 款国民健康保険税（一般被保険者国民健康保険税、退職被保険者等国民健康保険税）の徴収事務について、収入調定伺、歳入予算整理簿等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

ウ 資金前渡の取扱について

資金前渡による支払いは、一般被保険者国民健康保険税である。

これらについて、予算執行伺書により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(単位：円、%)

科 目			予算現額	支出負担済額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	441,268,000	426,816,799	425,201,179	14,451,201	96.7
		2 連合会負担金	35,173,000	35,172,000	35,172,000	1,000	100.0
	2 徴税費	1 賦課徴収費	119,623,000	107,963,884	106,829,280	11,659,116	90.3
	3 運営協議会費	1 運営協議会費	856,000	361,937	341,462	494,063	42.3
	4 収納率向上特別対策事業費	1 収納率向上特別対策事業費	29,693,000	25,415,768	25,241,552	4,277,232	85.6
	5 医療費適正化特別対策事業費	1 医療費適正化特別対策事業費	25,027,000	22,760,341	22,709,983	2,266,659	90.9
2 保険給付費	1 療養費	1 一般被保険者療養給付費	13,274,899,278	11,911,647,067	12,044,802,052	1,363,252,211	89.7
		2 退職被保険者等療養給付費	3,248,627,000	2,962,573,845	2,968,964,845	286,053,155	91.2
		3 一般被保険者療養費	61,624,387	60,977,344	61,624,387	647,043	99.0
		4 退職被保険者等療養費	17,022,000	15,584,571	16,211,387	1,437,429	91.6
		5 審査支払手数料	73,915,989	73,915,989	73,915,989	0	100.0
	2 高額療養費	1 一般被保険者高額療養費	1,724,123,000	1,716,570,232	1,722,755,516	7,552,768	99.6

		2 退職被保険者等高額療養費	318,092,346	317,320,083	318,092,346	772,263	99.8
	3 移送費	1 一般被保険者移送費	1,000	0	0	1,000	0.0
		2 退職被保険者等移送費	1,000	0	0	1,000	0.0
	4 出産育児諸費	1 出産育児一時金	294,900,000	270,900,000	276,300,000	24,000,000	91.9
	5 葬祭諸費	1 葬祭費	27,815,000	27,785,000	27,815,000	30,000	99.9
3 老人保健拠出金	1 老人保健拠出金	1 老人保健医療費拠出金	8,556,341,000	8,556,340,710	7,859,977,710	290	100.0
		3 老人保健事務費拠出金	63,330,000	63,329,602	58,052,602	398	100.0
4 介護納付金	1 介護納付金	1 介護内付金	1,725,899,000	1,725,898,112	1,582,074,112	888	100.0
5 共同事業拠出金	1 共同事業拠出金	1 高額医療費共同事業医療費拠出金	632,216,000	621,464,862	621,464,862	10,751,138	98.3
6 保健事業費	1 保健事業費	1 疾病予防費	122,023,000	113,783,426	109,281,479	8,239,574	93.2
7 基金積立金	1 基金積立金	1 基金積立金	182,627,000	182,625,683	182,625,683	1,317	100.0
8 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	1 一般被保険者保険税医療分還付金	30,000,000	21,954,432	16,462,832	8,045,568	73.2
		2 退職被保険者等保険税医療分還付金	3,000,000	2,116,181	1,992,104	883,819	70.5
		3 償還金	1,000	0	0	1,000	0.0
		4 一般被保険者保険税医療分還付加算金	1,000,000	76,150	76,150	923,850	7.6
		5 退職被保険者等保険税医療分還付加算金	200,000	64,510	64,510	135,490	32.3
		6 一般被保険者保険税介護分還付金	3,000,000	1,713,455	1,200,715	1,286,545	57.1
		7 退職被保険者等保険税介護分還付金	300,000	175,204	165,055	124,796	58.4
		8 一般被保険者保険税介護分還付加算金	100,000	3,839	3,839	96,161	3.8
		9 退職被保険者等保険税介護分還付加算金	100,000	4,801	4,801	95,199	4.8
	2 繰出金	1 高額療養資金貸付基金繰出金	1,000	0	0	1,000	0.0

9 繰上充 用金	1 繰上充用 金	1 繰上充用金	1,000	0	0	1,000	0.0
10 予備 費	1 予備費	1 予備費	571,231,000	0	0	571,231,000	0.0
合 計			31,584,031,000	29,265,315,827	28,559,423,432	2,318,715,173	92.7

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は九州都市国保研究協議会、南部地区国保研究会、沖縄県都市国保協議会、全国都市国保主管課長会議研究協議会等への出席負担金、沖縄県国保連合会への一般負担金・広報事業負担金、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者療養費、退職被保険者等療養費、一般被保険者高額療養費、退職被保険者等高額療養費、出産育児一時金、葬祭費、老人保健医療費拠出金、老人保健事務費拠出金、介護納付金、高額医療費共同事業医療費拠出金、被保険者に対する健康推進増進の啓蒙事業の負担金である。

補助金の支出は、はり・きゅう・あん摩等施術への補助金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡・概算払いについて

資金前渡による支払いは、医療給付費分現年課税分、高額療養費のお知らせ等の通信運搬費、平良・八重山地区滞納整理出張車借上使用料及び燃料費、九州都市国保研究協議会、南部地区国保研究会、全国都市国保主管課長会議研究協議会等への出席負担金、一般職給与・時間外・期末手当・勤勉手当等の追加支給分、郵便振替月まとめ手数料、国民健康保険運営協議会委員報酬及び費用弁償、コミュニケーション研修講師報償、交通事故証明書の精算、特例医療費、一般被保険者療養費、退職被保険者等療養費、一般被保険者高額療養費、退職被保険者等高額療養費、出産育児一時金、葬祭費、疾病予防費等である。

概算払による支払いは、第 5 6 回九州都市国保研究協議会、第 4 6 回全国都市国保主管課長研究協議会、平成 1 6 年度南部地区国保宿泊研修会、沖縄県都市国保事務担当者研修会、滞納国保税の出張徴収、沖縄県都市国保主管課長会議、医療費適正化先進都市視察、保健事業先進都市視察等の旅費である。

これらについて、予算執行伺書により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、共同電算委託、既存国保システム S E 派遣委託、調整交付金システム保守委託、サーバーパッチ保守サポート委託、バス車内放送広告、街頭広告宣伝、人間ドック業務、脳ドック業務、ヘルスパイオニアタウン業務、水中運動教室、健康教室、エイズ予防パンフレット配布、コンピューター健康診査事業、ラジオによる意識啓発等である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

複写機賃貸借料、内臓脂肪計賃借、その他 6 件等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 1 7 年 5 月 1 0 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合(抽出)した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 基金について

那覇市国民健康保険高額療養資金貸付基金(基金現在高 30,000,000 円)、那覇市国民健康保険基金(基金現在高 572,274,414 円)現金保管については、平成 1 6 年度 3 月分例月現金出納検査時(実施日:平成 1 7 年 4 月 2 5 日)に現金出納表、現金保管(預託)で確認した

結果、適正に保管されているものと認めた。

○ 文 化 振 興 課

1 職員の配置状況

文化振興課の職員の配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

係名 \ 職名	課 長	主 幹	技 幹	主 査	技 査	主 任 主 事	主 任 技 師	計	定 数
課 長 等	1	1	1					3	2
文 化 振 興 係				5	1	3	1	10	10
計	1	1	1	5	1	3	1	13	12

※定数外職員は、主幹 1 人、非常勤職員 6 人（市民ギャラリー展示管理員 2 人、市民会館管理要員 1 人、市民劇場管理受付要員 2 人、自主企画事業補助員 1 人）である。

2 主な所掌事務

文化振興課においては、文化行政の総合的施策の策定及び総合調整、文化事業の開発及び推進、文化団体の育成及び連絡調整、市民ギャラリーの運営、市民会館及びパレット市民劇場の施設の運用管理、市民会館及びパレット市民劇場の自主文化事業の企画推進に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、納付書兼調定票、所属別歳入・歳出執行状況表、支出負担行為書等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

（1） 歳 入

（単位：円、％）

科 目			予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
13 使用料及び手数料	1 使用料	1 総務使用料	72,754,000	75,797,005	75,797,005	0	100.0
16 財産収入	1 財産運用収入	3 基金運用収入	279,000	279,349	279,349	0	100.0
18 繰入金	2 基金繰入金	12 文化振興基金繰入金	13,969,000	13,969,000	13,969,000	0	100.0
20 諸収入	5 雑入	4 雑入	763,000	787,869	787,869	0	100.0
合 計			87,765,000	90,833,223	90,833,223	0	100.0

調定事務について

第 13 款使用料及び手数料（総務使用料）、第 16 款財産収入（基金運用収入）、第 18 款繰入金（文化振興基金繰入金）、第 20 款諸収入（雑入）について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、「6 注意・留意事項(3)」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

（２）歳 出

（単位：円、％）

科 目			予 算 現 額	支 出 負 担 行 為 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執行率
款	項	目					
2 総 務 費	1 総務管 理 費	1 一般管理費	356,000	353,552	353,552	2,448	99.3
		11 過誤納還付 金	270,000	144,217	144,217	125,783	53.4
		14 市民会館費	233,425,000	219,826,741	206,021,005	13,598,259	94.2
		15 文化費	49,027,000	47,137,202	44,879,129	1,889,798	96.1
		18 文化振興 基金費	1,000	0	0	1,000	0.0
合 計			283,079,000	267,461,712	251,397,903	15,617,288	94.5

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は、全国・九州・沖縄県公立文化施設協議会、パレットくもじ管理組合、首里城復元期成会等への負担金である。

補助金の支出は、文化行事公演補助（沖縄映画資料館を造る会、第九交響曲 i n 那覇実行委員会）、那覇市文化協会、沖縄芝居実行委員会等への補助金である。

イ 資金前渡・概算払いの取扱について

資金前渡による支払いは、那覇市民会館及びパレット市民劇場運営委員会、第 1 回那覇市文化行政審議会の委員報償費及び費用弁償、お役所らいぶ開催（第 5 1 ～ 5 5 回）、3. 1 9 ミュージックの日コンサート開催等の報償費、文化に関する市民意識調査返送料の通信運搬費である。

これらについて審査した結果、「6 注意・留意事項(1)」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（１）業務委託契約について

業務委託契約は、市民会館の警備業務、空調設備保守点検、変電室技術管理業務、電力設備保守点検、清掃業務、舞台装置保守点検、障害者用昇降機保守点検、特定建築物環境衛生管理業務、ごみ収集業務、消防用設備保守点検、大・中ホール音響装置保守点検、舞台技術業務、大・中ホール照明設備保守点検、大ホール照明操作卓保守点検、16mm 映写機保守点検、35mm 映写機保守点検、非常用発電機保守点検、シャッター保守点検、大ホール客席椅子保守点検、パレット市民劇場の舞台装置保守点検、舞台技術業務、清掃業務、給湯設備保守点検、映写機保守点検、電気設備保守点検、空調設備保守点検、照明装置保守点検、連結椅子保守点検、音響装置保守点検、市民ギャラリー内燻蒸、第 3 回那覇平和芸術祭「ふれあいジャズフェスティバル」公演等の委託契約である。

（２）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料契約は、市民会館敷地賃貸借、パレット市民劇場共同管理、大・中ホール冷房機器賃貸借、市民ギャラリー賃借料及び共同管理費、NHK 放送受信料、著作権使用等他 1 件の契約である。

（３）修繕料の契約について

修繕料の契約は、市民会館大ホール空調設備排気ダンパー取替、市民会館大ホール空調設備給気ダンパー取替、市民会館中ホール便所ブース取替、市民会館変電室高圧盤等の維持補修、市民会館

非常照明蓄電池取替、パレット市民劇場すべり止取付、パレット市民劇場電話機取替、市民会館大ホール客席椅子張替、市民会館大ホール系統空調機三方弁制御モーター取替他 3 4 件、D A T レコーダー・カセットデッキ修理他 4 件、市民ギャラリー冷房機等の修繕である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 注意・留意事項 (2)」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理については、市民会館、パレット市民劇場に係る土地及び建物の利用・管理状況及び公有財産台帳（土地）（建物）の副本を審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 1 7 年 5 月 1 1 日、備品台帳とその他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(3) 基金について

那覇市文化振興基金（基金現在高 2 6 3, 6 3 1, 6 8 9 円）現金保管については、平成 1 6 年度 3 月分例月現金出納検査時（実施日：平成 1 7 年 4 月 2 5 日）に現金出納表、現金保管（預託）で確認した結果、適正に保管されているものと認めた。

6 注意・留意事項

(1) 支出負担行為について（注意事項）

支出予算の執行手続きについて、市民会館運営管理費の原材料費（187,530 円）、那覇市文化振興ビジョン策定事業（文化行政審議委員）の非常勤職員報酬（120,500 円）、費用弁償（41,600 円）については、支出の原因となるべき契約その他の行為がなされ、支出の義務が生じているにもかかわらず 3 月 3 1 日時点において支出負担行為がなされていない。支出負担行為として整理する時期については、その時期を失することのないよう注意されたい。

(2) 契約事務について（注意事項）

業務委託契約については、次のような不適切な契約内容があった。

①那覇市契約規則第 2 0 条に基づき、指名競争入札に付するときはなるべく 5 人以上指名するものとされているが、1 0 件中 2 件において 2 人及び 3 人の指名となっている。

②那覇市契約規則第 2 1 条の 3 に基づき、随意契約によるときはなるべく 2 人以上から見積書を徴するべきであるが、2 1 件中 1 3 件において 1 人だけの見積書徴取になっている。

これらの規定は、地方公共団体が事業執行に当たり、公正、機会均等、経済性を確保する必要から規定されているので、今後はこれらの契約に関する規定を遵守していただきたい。

(3) コピー等実費徴収金について（留意事項）

コピー代金の実費徴収金は那覇市会計規則第 2 7 条（収納取扱員の指定金融機関等への払込み）第 3 項に従い、毎月末締めとし翌日の正午までに金融機関へ払い込むことで出納室と調整されているが、実情は年 2 回に分けて指定金融機関への払込みをしている。収納取扱員の指定金融機関への払い込みについては、規則を遵守し適正な業務執行に留意されたい。

○ 歴史資料室

1 職員の配置状況

歴史資料室の職員の配置状況は、次のとおりである。

(単位:人)

職名 室名	室 長	主 査	主任学芸員	学芸員	計	定数
歴史資料室	1	3	1	1	6	6
計	1	3	1	1	6	6

※定数外職員は、非常勤職員 3 人（市史編集員 1 人、歴史資料整理員 1 人、古文書解読員 1 人）である。

2 主な所掌事務

歴史資料室においては、市史、歴史資料の収集・管理・普及事業等に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出予算の執行状況について、収入調定伺、納付書兼調定票、所属別歳入・歳出執行状況表、支出負担行為書等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入及び歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(単位:円、%)

科 目			予 算 現 額	調 定 額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
16財産収入	2財産売払収入	2物品売払収入	1,685,000	1,595,830	1,595,830	0	100.0
20諸収入	5雑入	4雑入	90,000	74,130	74,130	0	100.0
合 計			1,775,000	1,669,960	1,669,960	0	100.0

調定・収入事務について

第 1 6 款財産収入（物品売払収入）、第 2 0 款諸収入（雑入）について、収入調定伺、納付書兼調定票により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(単位:円、%)

科 目			予 算 現 額	支 出 負 担 行 為 額	支 出 済 額	予算残額	執行率
款	項	目					
2総務費	1総務管理費	1一般管理費	464,000	462,191	462,191	1,809	99.6
		15文化費	51,033,000	48,457,683	47,002,810	2,575,317	95.0
合 計			51,497,000	48,919,874	47,465,001	2,577,126	95.0

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は、沖縄県地域史協議会、地方史研究協議会、沖縄県博物館協会、文化財保存修復保存学会等への負担金、「帰ってきた琉球王朝の秘宝展」沖縄特別展覧会実行委員会への補助金である。

イ 資金前渡・概算払いの取扱について

資金前渡による支払いは、琉球王尚家伝来品修復検討委員会出席及び琉球王尚家伝来品調査、重要文化財「琉球王尚家伝来品」修復調査、尚家資料修復調査、沖縄戦関係資料の複写、沖縄県博物館協会研修、沖縄県地域史協議会研修等の旅費、印刷製本費、負担金である。

概算払いによる支払いは、沖縄県地域史協議会研修、資料収集、沖縄戦資料調査収集、横内家書画修復調整、尚家修復文化庁調整、京都国立博物館修復室調整、尚家染織品保存修復調整、「帰ってきた琉球王朝の秘宝展」沖縄特別展覧会実行委員会等への費用弁償、旅費、補助金である。

これらについて、予算執行伺書により審査した結果、「6 注意事項(1)」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、清掃業務、冷房機及び除湿機の保守点検、史料文書の分類整理、燻蒸消毒、横内家書画の修理、横内家美術工芸品データ入力作業、尚家美術工芸品の価格評価、尚家美術工芸品の撮影等の業務委託である。

(2) 工事請負契約について

工事請負契約は、石碑復元事業設計・施行監理、重修天女橋碑及び重修金城橋碑設置工事等の契約である。

(3) 使用料及び賃借料契約について

使用料及び賃借料の契約は、パレットくもじ賃貸借、複写機賃借他 5 件の契約である。

(4) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、泊小校要覧他 6 件の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 注意事項(2)」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

イ 工作物（41 箇所）

無体財産権（著作権法に基づく権利）として那覇市史資料編 28 件、那覇市史通史篇 2 件、写真集「那覇百年のあゆみ」、沖縄の慟哭（上・下）、写真でつづる那覇（戦後 50 年）、那覇市史付属刊行物、尚家継承文化遺産（企画展示図録）、那覇市戦後 50 周年記念展報告書、横内家と近代沖縄、おもろと沖縄学の父・伊波普猷、那覇市美術工芸収蔵品展、尚家継承美術工芸等の普通財産及び歴史資料室が管理する工作物の神応寺跡碑、久米村発祥地碑等の旧跡標示板の管理状況並びに公有財産台帳（工作物）等を審査した結果、おおむね良好に監理されている。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 17 年 5 月 12 日、備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意事項

(1) 支出負担行為について

支出予算の執行手続きについて、市史編集事業の印刷製本費(396,900 円)、横内家資料整理費の消耗品費(298,683 円)、尚家継承文化遺産保存整理事業の庁用備品(288,000 円)については、支出の原因となるべき契約その他の行為がなされ、支出の義務が生じているにもかかわらず 3 月 31 日時点において支出負担行為がなされていない。支出負担行為として整理する時期については、その時期を失することのないよう注意されたい。

(2) 契約事務について

業務委託契約については、次のような不適切な契約内容があった。

那覇市契約規則第 21 条の 3 に基づき、随意契約によるときはなるべく 2 人以上から見積書を徴すべきであるが、9 件中 5 件において 1 人だけの見積書徴取になっている。

この規定は、地方公共団体が事業執行に当たり、公正、機会均等、経済性を確保する必要から規定されているので、今後はこれらの契約に関する規定を遵守していただきたい。

**議会事務局
定期監査報告書**

- 第 1 監査の対象 議会事務局
庶務課、議事課、調査課
- 第 2 監査の期間 平成 1 7 年 3 月 2 8 日から平成 1 7 年 6 月 2 4 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は、平成 1 6 年度（平成 1 7 年 3 月 3 1 日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課から説明を聴取し、これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

○ 議会事務局

1 職員の配置状況

議会事務局（庶務課、議事課、調査課）の職員配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

区 分 \ 職 名	課長	主幹	係長	主査	主任 主事	主事	運転手	合計	定 数
庶 務 課（庶 務 係）	1		1	1		3	1	7	7
議 事 課（議 事 係）	1	1		2	2	2		8	8
調 査 課（調 査 係）	1		1	1	1	1		5	5
計	3	1	2	4	3	6	1	2 0	2 0

※ 定数外職員は、非常勤職員（会派秘書 5 人、事務員 1 人、運転手 1 人、議会史編さん室参与 1 人、議会史編さん員 1 人）である。

2 主な所掌事務

議会事務局の庶務課においては、文書及び公印、予算・決算及び経理、議員の身分及び報酬・費用弁償・共済費等、職員の人事・服務及び給与、儀式・ほう賞・交際及び渉外、議事堂の管理、物品の出納保管、議長会及び局長会に関する事務など。議事課においては、本会議・委員会・公聴会、議案・請願・陳情及び意見等、条例・規則・規程等の制定・改廃、会議録・委員会記録等に関する事務など。調査課においては、市政一般及び諸法規の調査研究、議会及び委員会等の特命調査、調査資料の収集・整理・作成及び保管、行政視察等の受入れ、議会図書室の整備、議会の広報等に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入・歳出執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 歳 入

(単位：円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
款	項	目					
18 諸収入	5 雑 入	4 雑 入	482,000	344,204	344,204	0	100.0
合 計			482,000	344,204	344,204	0	100.0

調定事務について

第 18 款 諸収入（議会各派控室電話使用料、雇用保料個人負担分及び地方公務員災害確定負担金の戻入金）について、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 歳 出

(単位：円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
1 議会費	1 議会費	1 議会費	725,292,000	673,391,556	672,622,318	51,900,444	92.8
合 計			725,292,000	673,391,556	672,622,318	51,900,444	92.8

① 負担金、補助金について

負担金の支出は、平成 16 年度沖縄県市議会議長会、全国市議会議長会、九州市議会議長会等の団体負担金及び出席者負担金である。補助金の支出については、市議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対する政務調査費に対する補助金である。これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

② 資金前渡、概算払いの取扱について

資金前渡による支払いは、議員報酬及び期末手当、費用弁償、他都市市議会議員に対する接待並びに議会関係者の香典に係る交際費等である。

概算払いによる支払いは、議員及び随行者の行政視察調査等の旅費である。

これらについて、資金前渡・概算払い精算命令書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

業務委託契約については、なほ市議会だより配布、ボタン式電話保守点検、会議録データ整備及びインターネット環境ソフトウェア保守委託等である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成 17 年 5 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意・検討事項

(1) 予算要求及び執行の在り方について（注意事項）

議会を活性化するために非常勤職員を配置し、議会体験型の事業として、「議会サポーター（仮称）制度」の導入を目指し予算計上したが、市議会議員との協議が整わず、議会サポーター（仮

称）に対する報償費等が未執行となっている。

予算要求・執行に当たっては、事前に、事業の意図・目的、対象、内容、期待される効果及び事業費等を事務局並びに市議会議員との十分な協議・調整を踏まえ、適正な予算要求・執行に注意されたい。

(2) 那覇市議会事務局非常勤職員要綱見直し及び非常勤職員就労要綱制定について（検討事項）

議会事務局には、非常勤職員として事務員、会派秘書、運転手、議会史編さん室参与及び議会史編さん員の 5 つの職が設置されている。現在の那覇市議会事務局非常勤要綱第 3 条（職務）は、会派秘書のみの職務内容となっている。同要綱は、議会事務局非常勤職員の共通事項を定め、個々具体的な勤務条件については、それぞれの非常勤職員の設置目的に合わせ個別に就労要綱を定める必要があることから見直しを検討されたい。

また、非常勤職員の業務内容、勤務日、勤務時間及び任用期間等の勤務条件を明確にする観点から非常勤の事務員及び会派秘書の就労要綱の制定を検討されたい。

(3) 交際費（弔事）について（検討事項）

議会事務局における「公費で対応する弔事」については、「那覇市議会議員並びにその他の者の弔事に関する内規」により、対象者の範囲、香典料、供花、弔電などが決められている。市議会議員等の取扱い（金額）については、市長事務局と異なった取扱いとなっている。

「公費で対応する弔事」についての取扱いは、市長事務局などとのバランスを考慮した取扱いが望まれることから検討されたい。

**監査委員事務局
定期監査報告書**

- 第 1 監査の対象 監査委員事務局
- 第 2 監査の期間 平成 1 7 年 3 月 2 8 日から平成 1 7 年 6 月 2 4 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は、平成 1 6 年度（平成 1 7 年 3 月 3 1 日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、事務局から説明を聴取し、これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

○ 監査委員事務局

1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

区 分 \ 職 名	局長	主幹	技幹	主任主事	合計	定数
監 査 委 員 事 務 局	1	6	1	1	9	9
計	1	6	1	1	9	9

2 主な所掌事務

監査委員事務局においては、監査に関する基礎資料の収集整理、監査事務の企画運営、公文書の公開又は非公開、人事、公印の管守、例規の制定改廃、物品の出納保管、文書の收受、発送、その他事務局の庶務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

歳入及び歳出の予算執行状況について、収入調定伺、支出負担行為書、所属別歳入歳出予算執行状況表等を審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、歳入、歳出予算の執行状況については、次のとおりである。

（1）歳 入

（単位：円、％）

科 目			予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
款	項	目					
20 諸収入	5 雑入	4 雑入	0	118,960	118,960	0	100.0
合 計			0	118,960	118,960	0	100.0

調定事務について

第 2 0 款諸収入第 5 項雑入第 4 目雑入（地公災及び過払給与の戻入）について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

（2）歳 出

（単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
2 総務費	6 監査委員 費	1 監査委員 費	174,901,000	112,320,217	106,740,534	62,580,783	64.2
合 計			174,901,000	112,320,217	106,740,534	62,580,783	64.2

ア 負担金、補助金について

負担金の支出は、全国都市監査委員会会費、九州各市監査委員会会費等の団体負担金、沖縄県都市監査委員会定期総会、NOMA 行政管理講座受講、沖縄県都市監査事務研修会等の出席負担金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡、概算払いの取扱いについて

概算払いによる支払いは、西日本都市監査事務研修会、全国都市監査委員会事務研修会、全国都市監査委員会総会、NOMA 研修等への出席旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約については、工事技術監査業務の委託契約である。

これについて、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約については、タクシー使用料、複写機使用料等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 17 年 5 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

水 道 局 定期監査報告書

- 第 1 監査の対象 水道局水道部
総務課、企画経営課、財政課、料金課、管理課、配水課、工務課、水道局新庁舎建設室
- 第 2 監査の期間 平成 17 年 3 月 28 日から平成 17 年 6 月 24 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は、平成 16 年度（平成 17 年 3 月 31 日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

○ 総 務 課

1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

区 分 \ 職 名	課長	技幹	係長	主査	技査	主任 主事	主事	合計	定数
課 長 等	1	1						2	2
庶 務 係			1	1		1	3	6	6
職 員 係			1	1		2	1	5	5
契 約 係			1	1		1		3	3
検 査 係					2			2	2
計	1	1	3	3	2	4	4	18	18

※ 定数外職員は、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

総務課においては、文書及び公印、秘書・儀式及び交際、庁舎の管理、車両の管理、日本水道協会その他渉外、職員の任免・服務その他身分、職員の勤務条件、給与・報酬・費用弁償、職員の出張・研修・福利厚生及び労務管理、工事の請負・業務の委託・貯蔵品等の調達に係る契約及び検収、工事及び工事用資機材等の検査、情報公開及び個人情報保護、条例・規則等の制定及び解釈及び運用、部内各課に関連する事務の総合調整、部内他課に属しない事務を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的収入及び支出並びに資本的支出の予算の執行状況について、調定伺書、執行伺書、支払伺書、予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、収益的収入及び支出並びに資本的支出の予算の執行状況については、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出

ア 収 入

(単位：円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	未収 額	収入 率
款	項	目					
1 水道事業 収益	2 営業外収 益	4 土地物件収益	17,859,000	17,861,600	17,861,600	0	100.0
		5 雑収益	965,000	1,652,732	1,652,732	0	100.0
		6 他会計負担金	32,596,000	32,596,000	32,596,000	0	100.0
合 計			51,420,000	52,110,332	52,110,332	0	100.0

イ 支 出

(単位：円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行 率
款	項	目					
1 水道事業 費用	1 営業費 用	1 配水費	280,281,000	274,894,263	274,337,623	5,386,737	98.1
		2 給水費	132,733,000	131,329,811	131,329,811	1,403,189	98.9
		3 漏水防止費	79,069,000	76,513,011	76,513,011	2,555,989	96.8
		4 業務費	237,115,000	234,785,891	234,647,491	2,329,109	99.0
		5 総係費	564,336,000	548,881,896	548,161,306	15,454,104	97.3
合 計			1,293,534,000	1,266,404,872	1,264,989,242	27,129,128	97.9

(2) 資 本 的 支 出

(単位：円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執 行 率
款	項	目					
1 資本的 支 出	1 建設改 良費	1 配水設備費	101,480,000	99,395,091	99,251,891	2,084,909	97.9
		2 営業設備費	32,029,000	30,817,020	30,817,020	1,211,980	96.2
合 計			133,509,000	130,212,111	130,068,911	3,296,889	97.5

ア 調定事務について

収益的収入の第 1 款水道事業収益中、第 2 項営業外収益第 4 目土地物件収益（庁舎使用料等）、同項第 5 目雑収益（水道技術管理者資格のための研修受入費、座間味村応援給水費等）、同項第 6 目他会計負担金（協定に基づく退職金負担分）について、調定何書、収入予算執行状況表等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 負担金について

負担金の支出は、沖縄県水源基金、日本水道協会沖縄県支部会費、日本水道協会正会員会費等の団体負担金、NOMA 行政管理講座、第 3 回日水協基礎講座、日水協第 7 3 回総会、日水協水道事業技術者専門研修会、第 7 3 回日水協九州支部総会等の出席負担金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

ウ 資金前渡、概算払いの取扱いについて

資金前渡による支払いは、局長交際費、日水協水道事業管理職事務研修会、日水協水道技術管理者研修会、九州都市安全衛生管理協議会総会等の参加負担金等である。

概算払いによる支払いは、第 7 3 回日水協九州支部総会、日水協第 7 3 回総会等の参加旅費、日水協九州地方支部水道関係技術研究会、同事務研究会、日水協技術管理者専門別研修会等の研修旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（１）業務委託契約状況について

業務委託契約は、庁舎駐車場及び電話受付業務、庁舎清掃業務、庁舎ターボ冷凍機保守点検業務等の委託契約である。

（２）使用料及び賃借料の契約状況について

使用料及び賃借料の契約については、水道局庁舎敷地賃借料、タクシー使用料、複写機賃借料等の契約である。

（３）修繕料の契約状況について

修繕料の契約は、庁舎及び車両等の修繕契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（１）公有財産について

水道局庁舎（建物延床面積 5,813.09 m²、占用部分 4,690.50 m²、貸付部分 1,122.59 m²）の管理状況及び公有財産台帳等を審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

（２）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 17 年 5 月 13 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 企 画 経 営 課

1 職員の配置状況

企画経営課の職員配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

職名 係名	課長	主幹	技幹	係長	主査	主任 主事	主事	計	定数
課 長 等	1	1	1					3	3
企画調整係				1	1	1	1	4	4
電 算 係				1	1		2	4	4
計	1	1	1	2	2	1	3	11	11

2 主な所掌事務

企画経営課においては、経営基本計画の策定及び基本的な事業の総合調整、事業の変更認可申請、経営に伴う資料収集、調査及び改善、事務事業の改善、広報、統計、職員定数、組織及び事務分掌、特命事項、料金制度、現水道局庁舎の跡利用、電子計算業務に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的支出並びに資本的支出の予算執行状況について、執行伺書、支払伺書、予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、収益的支出並びに資本的支出の予算執行状況については、次のとおりである。

（１）収益的支出

（単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担 行為額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
1 水道事業 費用	1 営業費 用	4 業務費	2,362,000	1,695,939	1,695,939	666,061	71.8
		5 総係費	18,652,000	17,895,515	16,639,715	2,012,285	89.2
合	計		21,014,000	19,591,454	18,335,654	2,678,346	87.3

（２）資本的支出

（単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担 行為額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
1 資本的 支出	1 建設改良 費	2 営業設備 費	2,404,000	2,308,057	2,308,057	95,943	96.0
合	計		2,404,000	2,308,057	2,308,057	95,943	96.0

ア 負担金について

負担金の支出は、親子水源地ツアー実施による福地ダムまつり実行委員会等への団体負担金である。これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 資金前渡の取扱について

資金前途による支払いは、消耗品の購入や高速道路の利用などである。

これらについては、資金前渡の精算書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（１）業務委託契約状況について

業務委託契約については、電算機保守業務、那覇市水道施設整備事業再評価業務、水道局庁舎劣化診断調査及び修繕計画書の作成業務、那覇市水道局新庁舎の総合デザイン策定業務等の委託契約である。

（２）賃借料の契約状況について

賃借料の契約については、賃借NLP印刷契約、水道週間広報用懸垂幕の設置、同週間のイベント用テント賃借等の契約である。

（３）修繕料の契約状況について

修繕料の契約については、安里配水池ライトアップに伴う電気仮設工事、工務課プロッターの修理等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成17年5月12日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 検討事項

水道給水条例における水道料金表の総額表示について

消費税法の改正に伴い、事業者は、商品又はサービスの対価をあらかじめ表示する場合は、平成16年4月1日から消費税額を含んだ価格（総額表示）を表示しなければならないこととなっている。下水道使用料金表は条例改正時に合わせて、基本料金及びそれぞれの従量料金ごとに消費税を含んだ総額表示をしている。一方、水道料金については、水道料金表で基本料金と従量料金の合計料金に消費税額を含んだ総額を表示しているが、給水条例中の水道料金表は、料金を算定する際の

算定式を示しているものであり、総額表示義務規定は適用されないと判断し、料金表へは消費税額を含んだ総額表示をしていない。

しかしながら、水道料金と下水道使用料金は一括して収納しているので、消費者が分かりやすく、その整合性を持たせる上でも早めに水道料金表の中に消費税額を含んだ価格（総額表示）を検討されたい。

○ 財 政 課

1 職員の配置状況

財政課の職員配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

職名 係名	課長	係長	主査	主任主事	主事	計	定数
課 長 等	1					1	1
財 政 係		1	1	3	1	6	6
管 財 係		1		1		2	2
計	1	2	1	4	1	9	9

2 主な所掌事務

財政課においては、財政計画の策定、予算編成及び執行管理、企業債、決算の調製及び業務状況の公表、経営の分析、会計伝票、証ひょう及び添付書類の審査、保管、現金、有価証券及び貯蔵品の出納保管、一時借入金、資金計画及び資金の運用、出納金融機関及び収納取扱金融機関、消費税、財産の取得及び処分並びに財産管理の調整統括、不用品の処分に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予算執行状況について、調定伺書、執行伺書、支払伺書、予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確であり、「6 注意・努力事項(1)」で述べた以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

なお、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予算執行状況については、次のとおりである。

（1）収益的収入及び支出

ア 収 入

（単位：円、％）

科 目			予算現額	調定額	収入済額	未収額	収入率
款	項	目					
1 水道事業収益	1 営業収益	2 その他営業収益	1,000	0	0	0	0.0
	2 営業外収益	1 受取利息	3,455,000	3,462,024	3,462,024	0	100.0
		2 補助金	1,000	0	0	0	0.0
		4 土地物件収益	23,509,000	22,556,006	22,556,006	0	100.0
		5 雑収益	73,000	292,522	292,522	0	100.0
	3 特別利益	1 固定資産売却益	40,639,000	40,639,990	40,639,990	0	100.0
合 計			67,678,000	66,950,542	66,950,542	0	100.0

イ 支 出

(単位：円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行為額	支出済額	予算残額	執行 率
款	項	目					
1 水道 事業 費用	1 営 業 費 用	5 総係費	1,889,000	803,805	803,805	1,085,195	42.6
		6 減価償却 費	924,779,000	0	0	924,779,000	0.0
		7 資産減耗 費	47,291,000	0	0	47,291,000	0.0
		8 その他営 業費用	1,000	0	0	1,000	0.0
	2 営 業 外 費 用	1 支払利息	430,519,000	430,515,635	430,515,635	3,365	100.0
		2 雑支出	2,000	0	0	2,000	0.0
		3 消費税及 び 地 方 消費税	118,534,000	0	0	118,534,000	0.0
	3 特 別 損 失	1 固定資産 売却損	1,000	0	0	1,000	0.0
		2 臨時損失	1,000	0	0	1,000	0.0
	4 予 備費	1 予備費	20,000,000	0	0	20,000,000	0.0
合 計			1,543,017,000	431,319,440	431,319,440	1,111,697,560	28.0

(2) 資本的収入及び支出

ア 収 入

(単位：円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	未収額	収入率
款	項	目					
1 資本的 収入	4 固定資産 売却代金	1 固定資産 売却代金	9,360,000	9,360,010	9,360,010	0	100.0
	5 その他資 本収入	2 補償金	1,000	0	0	0	0.0
合 計			9,361,000	9,360,010	9,360,010	0	100.0

イ 支 出

(単位：円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行為額	支出済額	予算残額	執行 率
款	項	目					
1 資本的 支 出	1 建設改 良費	2 営業設備費	315,000	260,000	260,000	55,000	82.5
		3 施設買収費	1,000	0	0	1,000	0.0
	2 企業債 償還金	1 企業債償還 金	516,095,000	515,271,274	515,271,274	823,726	99.8
	3 予備費	1 予備費	3,289,000	0	0	3,289,000	0.0
	4 その他 資本的 支出	1 その他資本 的支出	1,000	0	0	1,000	0.0
合 計			519,701,000	515,531,274	515,531,274	4,169,726	99.2

（３）たな卸資産購入費

支 出

（単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担 行為額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
1 たな卸 資 産 購 入 費	1 たな卸資 産購入費	1 たな卸資 産購入費	2,941,000	2,088,377	2,088,377	852,623	71.0
合 計			2,941,000	2,088,377	2,088,377	852,623	71.0

ア 調定事務について

収益的収入の第 1 款水道事業収益第 2 項営業外収益第 1 目受取利息（普通・定期預金利息）、第 4 目土地物件収益（土地賃貸料）、第 5 目雑収益（廃棄車両の売却）、第 3 項特別利益第 1 目固定資産売却益（旧資材倉庫用地）、及び資本的収入の第 1 款資本的収入第 4 項固定資産売却代金第 1 目固定資産売却代金（旧資材倉庫用地）について、収入伝票、現金出納簿等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 負担金について

負担金の支出は、沖縄県軍用地等地主会連合会への団体負担金である。
これについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

ウ 概算払いの取扱について

概算払いによる支払いは、平成 16 年度消費税及び地方消費税である。
これについては、概算払いの精算書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1)業務委託の契約について

業務委託の契約については、財務会計システムサーバ移行及びプログラム修正業務委託等の契約である。

(2)賃借料の契約状況について

賃借料の契約については、営業用自動車共通チケット使用契約である。

(3)修繕料の契約状況について

修繕料の契約については、車両検査等の契約である。

これらについて、契約方法、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1)公有財産について

土地の管理状況について、那覇新都心行政施設用地、水源地用地、水源保護用地、旧導水管用地、旧石嶺ポンプ場用地、旧安謝沈砂地用地、旧資材倉庫用地、泊配水池用地、豊見城ポンプ場用地の管理及び記載内容を固定資産台帳により審査した結果、「6 注意・努力事項(2)」で述べたこと以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

(2)物品について

物品の出納及び保管等について、平成 17 年 5 月 11 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意・努力事項

(1)予算執行について（注意事項）

当初、工務課で泊配水池の空地へのフェンス設置のため計上した予算を、フェンス設置の必要がなくなり、その分を財政課に用途変更したが、財政課でも明確な利用計画がなく、結果としてその分を補正減とした。予算の流用・用途変更はあくまでも明確な執行目的を持ってなされるべきであるので、予算の適正、効率的な執行に注意されたい。

(2)普通財産（土地）の管理状況について（努力事項）

普通財産（土地）の管理〈占用部分〉において、①水源地用地（宜野湾市在・7 筆、505.11 m²）、②旧導水管用地（浦添市在・20 筆、宜野湾市在・143 筆、4,420.86 m²）は、以前、那覇市が宜野湾市に水源地を確保し、那覇市へ導水管を布設していた時の残地であり、現在においては占用する必要性がないので、普通財産の効率的な活用の面から、早急に隣接する地主等への売却に努力されたい。

○ 料 金 課

1 職員の配置状況

料金課の職員の配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

職名 係名	課長	主幹	係長	主査	主任主事	主事	計	定数
課長等	1	1					2	2
業務係			1	1	8	1	11	12
計量係			1	1	4	1	7	7
収納係			1		2	1	4	4
整理係			1	1	6	1	9	9
計	1	1	4	3	20	4	33	34

※ 定数職員は、業務係の主事が 1 人欠員となっており、臨時職員で補充している。

※ 定数外職員は、非常勤職員 2 人、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

料金課においては、給水の開始受付、水道料金等の調定、水道使用量の計量、使用水量及び用途の認定、下水道使用料の受託、水道料金等の収納及び臨時検針に伴う調定、給水装置の開閉及び廃止、滞納整理に関する事務等を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的収入及び支出並びに資本的支出の予算の執行状況について、調定伺書、執行伺書、支払伺書、予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、収益的収入及び支出並びに資本的支出の予算執行状況については、次のとおりである。

（１） 収益的収入及び支出

ア 収 入

（単位：円、％）

科 目			予算現額	調定額	収入済額	未収額	収入率
款	項	目					
1 水道事業収益	1 営業収益	1 給水収益	8,067,988,000	7,886,418,272	6,792,958,583	1,093,459,689	86.1
		2 その他営業収益	213,185,000	194,654,227	177,699,892	16,954,335	91.3
	2 営業外収益	5 雑収益	2,819,000	3,070,516	3,070,516	0	100.0
	3 特別益	2 過年度損益修正益	13,000	32,082	32,082	0	100.0
合 計			8,284,005,000	8,084,175,097	6,973,761,073	1,110,414,024	86.3

イ 支 出

（単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
1 水道事業費用	1 営業費用	4 業務費	117,529,000	108,236,356	108,236,356	9,292,644	92.1
	3 特別損失	3 過年度損益修正損	6,742,000	967,107	967,107	5,774,893	14.3
合 計			124,271,000	109,203,463	109,203,463	15,067,537	87.9

（２） 資本的支出

（単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
1 資本的支出	1 建築改良費	2 営業設備費	693,000	693,000	693,000	0	100.0
合 計			693,000	693,000	693,000	0	100.0

ア 調定事務について

収益的収入の第 1 款水道事業収益第 1 項営業収益第 1 目給水収益（水道料金）第 2 目その他営業収益（下水道料徴収受託収入）、第 2 項営業外収益第 5 目雑収益、第 3 項特別利益第 2 目過年度損益修正益について、業務統計、収入予算執行状況表により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 負担金について

那覇地区公益事業暴力団追放連絡協議会年会費について審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

ウ 資金前渡について

資金前渡による支払いは、水道料金の重複徴収及び過誤納金の還付資金である。

これについて、支払伺書、清算書により審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託の契約について

業務委託の契約については、水道メーター検針業務、水道メーター開閉栓業務、水道料金等コンビニ収納代行業務等である。

(2)賃借料の契約状況について

賃借料の契約については、各戸検針説明会の会場借上料等の契約である。

(3)修繕料の契約状況について

修繕料の契約については、車両等の修繕の契約である。

これらについて、契約方法、契約内容、履行状況を審査した結果、「6 検討事項」で述べた以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品の出納及び保管等について、平成 17 年 5 月 13 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 検討事項

随意契約について

水道メーター検針業務委託、及び水道メーター開閉栓業務委託は、那覇市管工事協同組合と随意契約している。契約額が多額（2 件で 7,489 万 7 千円）でもあり、市民サービスを低下させることなく最少の経費で最大の効果を挙げるという予算の効率性、入札の透明性や公正性を高める面から、競争入札の導入を検討されたい。

○ 管 理 課

1 職員の配置状況

管理課の職員配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

職 名 係 名	課長	技幹	係長	技査	主任 主事	主任 技師	技師	技工長	技工	計	定数
課 長 等	1	1								2	2
管 理 係			1		1	8	1			11	11
図面管理係			1				2			3	3
補 修 係			1	1		5		4	5	16	16
漏水防止係			1		2	6				9	9
計	1	1	4	1	3	19	3	4	5	41	41

※ 定数外職員は臨時職員 3 人である。

2 主な所掌事務

管理課は、給水管・送水管・配水管及びこれらの附属設備の機能を維持・管理するための調査設計及び施工管理、管理図面の作成及び原図管理、給水管・送水管・配水管及びこれらの附属設備の修繕、漏水防止の計画及び実施、漏水防止の啓発に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的収入及び支出並びに資本的支出の予算執行状況については、調定伺書、執行伺書、支払伺書、予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、収益的収入及び支出並びに資本的支出の予算執行状況については、次のとおりである。

（１）収益的収入及び支出

ア 収 入

（単位：円、％）

科 目			予算現額	調定額	収入済額	未収額	収 入 率
款	項	目					
1 水道事業収益	1 営業収益	2 その他営業収益	6,853,000	8,377,616	1,281,616	7,096,000	15.3
	2 営業外収益	3 補償金	102,388,000	99,013,369	17,081,719	81,931,650	17.3
		5 雑収益	150,000	132,078	109,965	22,113	83.3
合 計			109,391,000	107,523,063	18,473,300	89,049,763	17.2

調定事務について

第 1 款水道事業収益 第 1 項営業収益 第 2 目その他営業収益、第 2 項営業外収益 第 3 目補償金、第 5 目雑収益について、調定伺書により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 支 出

（単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執 行 率
款	項	目					
1 水道事業費用	1 営業費用	1 配水費	202,396,000	185,645,679	175,565,679	16,750,321	91.7
		2 給水費	530,880,000	406,374,481	354,232,531	124,505,519	76.5
		3 漏水防止費	26,697,000	25,517,171	25,517,171	1,179,829	95.6
合 計			759,973,000	617,537,331	555,315,381	142,435,669	81.3

（２）資本的支出

（単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執 行 率
款	項	目					
1 資本的 支出	1 建設改 良費	1 配水設 備費	2,000	0	0	2,000	0.0
		2 営業設 備費	24,773,000	24,601,500	24,601,500	171,500	99.3
合 計			24,775,000	24,601,500	24,601,500	173,500	99.3

負担金について

負担金の支出は、無線センター会費、無線技師資格取得講習会出席負担金である。

これについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約は、夜間保安業務、漏水調査業務（年間業務）、漏水調査業務（その 1）から（その 4）等の委託契約である。

（2）工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、県道第 2 環状線電線共同溝設置工事（その 6）に伴う配水管復旧工事、那覇新都心開発事業に伴う第 1 次配水管布設工事（その 3）の給水管切替工事、9 工区仲井真地内公共下水道工事に伴う配水管復旧工事の給水管切替工事、県道 1 5 3 号線外 1 線街路改良工事に伴う配水管移設工事の給水管切替工事、山下町地内鉛給水管取替工事、安里・壺屋 2 丁目地内鉛給水管取替工事、給水管維持管理工事等の契約である。

（3）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、送配水管布設用地賃借料等の契約である。

（4）修繕料の契約について

修繕料は、車検整備（1 2 号車）等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 是正・要望事項（1）、（2）」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 1 7 年 5 月 1 1 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 是正・要望事項

（1）維持管理業務の随意契約について（是正事項）

那覇市管工事協同組合と維持管理業務契約金額 2 億 7, 1 2 2 万 8, 8 0 4 円の年間単価契約で随意契約を締結している。

業務は維持管理工事の施工業務及び夜間保安業務を委託し、業務の内容と範囲は、送配水管及び附属施設の補修工事、他工事に起因する送配水管の移設及び弁栓室類の調整工事、緊急を要する調査及び工事、夜間保安業務である。

那覇市管工事協同組合は、維持管理業務を円滑に施工するため組合員 6 8 社に加入条件を付して那覇市水道工事センターを設置し、那覇市水道工事センター加入者 7 社に請け負わしている。

随意契約とは、競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方法であるので、今後、維持管理業務の工事の内容・範囲を峻別し、真にやむをえないもの以外は透明性のある競争入札の契約方法に是正をされたい。

（2）指名競争入札の入札参加辞退について（要望事項）

鉛給水管取替工事の指名競争入札 1 2 件中、4 件の工事について入札参加辞退届が提出され、指名替えをして再度入札を行った。

指名競争入札は、執行伺、契約依頼、指名選定委員会、指名通知等の事務に約 3 0 日間を要し、入札参加辞退があると事務に要する時間が更に費やされる。

那覇市水道事業基本計画の中で鉛給水管取替工事を平成 1 4 年度から平成 2 2 年度までにすべての鉛給水管を取り替える計画をしている。

今後も鉛給水管取替工事が予定されているので、工事の内容や契約方法に創意工夫し入札参加辞退者が出ないように要望する。

○ 配 水 課

1 職員の配置状況

配水課の職員配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

職 名 係 名	課長	技幹	係長	技査	主任 主事	主任 技師	主事	技師	計	定数
課 長 等	1	2							3	3
配 水 係			1		1	2			4	4
機 電 係			1	1		1		1	4	4
給 水 工 事 係			1	1	1	5	1		9	9
水 質 係			(1)	1				1	2	2
計	1	2	3	3	2	8	1	2	22	22

※ 水質係長は、技幹が兼務しカッコ書きは内数である。定数外職員は、臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

配水課は、配水の調査・計画及び操作、受水、電気設備の保安、配水ポンプ場及び配水池の維持管理、給水装置、指定給水装置工事事業者、量水器の維持管理、水質試験及び水質検査、水質検査の記録・統計及び報告、試験用薬品の管理及び使用に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的収入及び支出並びに資本的支出の予算執行状況について、調定伺書、執行伺書、支払伺書、予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、収益的収入及び支出並びに資本的支出の予算執行状況については、次のとおりである。

（1）収益的収入及び支出

ア 収 入

（単位：円、％）

科 目			予算現額	調定額	収入済額	未収額	収入率
款	項	目					
1 水道事業収益	1 営業収益	2 その他営業収益	65,378,000	70,727,300	70,727,300	0	100.0
	2 営業外収益	5 雑収益	3,546,000	3,404,143	3,404,143	0	100.0
合 計			68,924,000	74,131,443	74,131,443	0	100.0

調定事務について

第 1 款水道事業収益 第 1 項営業収益 第 2 目その他営業収益、第 2 項営業外収益 第 5 目雑収益について、調定伺書により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 支 出

（単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
1 水道事業費用	1 営業費用	1 配水費	4,384,792,000	4,372,083,847	4,364,873,093	12,708,153	99.7
		2 給水費	41,255,000	39,024,024	39,024,024	2,230,976	94.6
		7 資産減耗費	144,000	129,378	129,378	14,622	89.8
合 計			4,426,191,000	4,411,237,249	4,404,026,495	14,953,751	99.7

（２）資本的支出

（単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
1 資本的支出	1 建設改良費	2 営業設備費	5,371,000	4,427,344	4,427,344	943,656	82.4
合 計			5,371,000	4,427,344	4,427,344	943,656	82.4

負担金について

負担金の支出は、沖縄渇水対策連絡協議会分担金である。

これについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（１）業務委託契約について

業務委託契約は、監視センター監視システム保守管理業務、電磁流量計・水位計・テレメーター装置保守点検業務、監視センター業務、新川配水池貯水槽清掃業務、水質検査業務、維持管理業務（量水器取替）等の契約である。

（２）使用料及び賃借料の契約について

賃借料の契約は、新川配水池、上間調整池の土地賃貸借料等の契約である。

（３）修繕料の契約について

修繕料は、豊見城ポンプ場電動機乾燥整備、豊見城・石嶺ポンプ場送水ポンプ軸封部整備、石嶺ポンプ場塩害防止フィルター設置等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「６指摘事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

（１）公有財産について

施設の管理状況について、豊見城・上識名・赤嶺・真地・安里・泊配水池、石嶺・垣花・豊見城ポンプ場、集中監視センター、水質試験所の土地及び建物等の整備状況を審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

（２）物品について

物品の出納及び保管等について、平成 17 年 5 月 12 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 指摘事項

指名競争入札の業者選定について

量水器取替業務委託の契約締結は、指名競争入札の年間単価契約である。

この契約は、那覇市水道局指名競争入札参加者の指名基準及び選定に関する要綱第 2 条 1 項 3 号「その他水道事業管理者が必要と認める事項」の規定に基づき指名業者を選定した。

指名業者の選定は、「給水装置工事主任技術者が 3 名以上、かつ、平成 13 年度～15 年度中の工事实績が平均 70 点以上であること。」を条件としているが、指名業者選定 10 社は、給水装置工事主任技術者 3 人以上の業者 10 社、過去 3 年度工事实績が平均 70 点以上の業者 9 社であるが、1 社は条件が整っていないにもかかわらず指名している。落札は、条件が整っていない業者である。

指名競争入札が機会均等に、かつ公正に行われる必要があるので、今後の指名競争入札は明確な指名基準に沿って指名するよう指摘する。

○ 工 務 課

1 職員の配置状況

工務課の職員配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

職 名 係 名	課長	係長	技査	主任 主事	主任 技師	技師	計	定数
課 長 等	1						1	1
計 画 係		1	1	1	2		5	5
工 事 第 一 係		1			2	1	4	4
工 事 第 二 係		1			2	1	4	4
計	1	3	1	1	6	2	14	14

※ 定数外職員は臨時職員 1 人である。

2 主な所掌事務

工務課は、水道施設の拡張改良の設計及び施工管理、水道施設の拡張改良の中短期計画及び調整、工事の設計基準、工事の精算の事務を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的収入及び資本的収入並びに支出の予算執行状況について、調定伺書、執行伺書、支払伺書、予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、収益的収入及び資本的収入並びに支出の予算執行状況については、次のとおりである。

（1）収益的収入

（単位：円、％）

科 目			予算現額	調定額	収入済額	未収額	収入率
款	項	目					
1 水道事業収益	2 営業外収益	5 雑収益	0	72,296	72,296	0	100.0
合 計			0	72,296	72,296	0	100.0

調定事務について

第 1 款水道事業収益 第 2 項営業外収益 第 5 目雑収益について、調定伺書により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

（２）資本的収入及び支出

ア 収 入

（単位：円、％）

科 目			予算現額	調定額	収入済額	未収額	収 入 率
款	項	目					
1 資本的 収入	2 補助金	1 補助金	125,000,000	135,000,000	135,000,000	0	100.0
	3 出資金	1 出資金	15,500,000	13,731,000	0	13,731,000	0.0
	5 その他 資本収 入	2 補償金	31,000,000	20,678,700	7,225,050	13,453,650	34.9
小 計			171,500,000	169,409,700	142,225,050	27,184,650	84.0
建 設 改 良 繰 越							
6 建設改 良繰越 に係る 財源	5 その他 資本収 入	1 工事負 担金	13,421,000	13,421,000	13,421,000	0	100.0
		2 補償金	6,559,000	7,581,000	7,581,000	0	100.0
小 計			19,980,000	21,002,000	21,002,000	0	100.0
合 計			191,480,000	190,411,700	163,227,050	27,184,650	85.7

調定事務について

第 1 款資本的収入 第 2 項補助金 第 1 目補助金、第 3 項出資金 第 1 目出資金、第 5 項その他資本収入 第 2 目補償金、第 6 款建設改良繰越に係る財源 第 5 項その他資本収入 第 1 目工事負担金、第 2 目補償金について、調定伺書により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 支 出

（単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執 行 率
款	項	目					
1 資本的 支出	1 建設改 良費	1 配水設 備費	486,672,000	456,749,190	297,337,140	29,922,810	93.9
		2 営業設 備費	1,893,000	1,417,500	1,417,500	475,500	74.9
小 計			488,565,000	458,166,690	298,754,640	30,398,310	93.8

建 設 改 良 繰 越							
6 建設改 良繰越	9 6 建設 改良費	9 6 配水 設備費	69,320,000	64,892,100	64,892,100	4,427,900	93.6
小 計			69,320,000	64,892,100	64,892,100	4,427,900	93.6
合 計			557,885,000	523,058,790	363,646,740	34,826,210	93.8

4 契約事務の状況

（１）工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、真地久茂地線・古波蔵・宇栄原・仲井真・国場・具志地内配水管布設替工事、首里石嶺町地内配水管布設替工事、儀保地内配水幹線布設替工事、県道第 2 環状線配水幹線移設工事、那覇新都心開発事業に伴う第 1 次配水管布設工事（その 3）、泉崎・寄宮・壺屋・宇栄原地内配水管布設替工事設計業務、首里平良町外 6 件配水管布設替工事設計業務、県道第 2 環状線配水幹線移設工事設計業務、集中監視センター建設基本計画策定業務等の契約である。

（３）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、複写機賃貸借等の契約である。

（４）修繕料の契約について

修繕料は、車検整備（15 号車）等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 17 年 5 月 10 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

○ 水道局新庁舎建設室

1 職員の配置状況

水道局新庁舎建設室の職員の配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

職 名 区 分	室長	主査	技査	主任 技師	技師	計	定数
課 長 等	1					1	1
水道局新庁舎建設室		1	(1)	1 (1)	(1)	2	2
計	1	1	(1)	1 (1)	(1)	3 (3)	3

※ カッコ書きは技査（工務課）、主任技師（配水課）、技師（管理課）の併任職員である。

2 主な所掌事務

水道局新庁舎建設室は、水道局新庁舎の建設に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

資本的収入及び支出の予算執行状況について、調定伺書、執行伺書、支払伺書、予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、資本的収入及び支出の予算執行状況については、次のとおりである。

（１）資本的収入及び支出

ア 収 入

（単位：円、％）

科 目			予算現額	調定額	収入済額	未収額	収入率
款	項	目					
1 資本的収入	2 補助金	1 補助金	8,932,000	8,933,000	0	8,933,000	0.0
	5 その他資本収入	1 工事負担金	15,944,000	21,944,000	6,000,000	15,944,000	27.3
合 計			24,876,000	30,877,000	6,000,000	24,877,000	19.4

調定事務について

第 1 款資本的収入 第 2 項補助金 第 1 目補助金、第 5 項その他資本収入 第 1 目工事負担金について、調定伺書により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 支 出

（単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
1 資本的支出	1 建設改良費	2 営業設備費	72,992,000	66,292,184	13,004,684	6,699,816	90.8
合 計			72,992,000	66,292,184	13,004,684	6,699,816	90.8

4 契約事務の状況

（１）業務委託契約について

業務委託契約は、那覇市水道局新庁舎建設用地土質調査業務、那覇市水道局新庁舎建設用地磁気探査業務の契約である。

（２）工事及び設計委託契約について

工事及び設計委託契約は、那覇市水道局新庁舎新築工事設計業務の契約である。

（３）使用料及び賃借料の契約について

使用料の契約は、タクシー使用料の契約である。

（４）修繕料の契約について

修繕料の契約は、新庁舎建設用地磁気探査に伴う路盤修繕の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成 17 年 5 月 13 日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

市 立 病 院 定期監査報告書

- 第 1 監査の対象 市立病院事務局
管理課、医事課、財務課、企画課
- 第 2 監査の期間 平成 1 7 年 3 月 2 8 日から平成 1 7 年 6 月 2 4 日まで
- 第 3 監査の方法 監査は、平成 1 6 年度（平成 1 7 年 3 月 3 1 日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提出を求め、関係各課等から説明を聴取し、これらの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。
- 第 4 監査の結果 次のとおり

○ 管 理 課

1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

職 名 区 分	次長兼 課長	主幹兼 係長	係長	主査	主任 主事	主事	主任 技師	合計	定数
課 長 等	1	1						2	2
庶 務 係		(1)		2	3	2		7	7
施 設 係			1				1	2	2
計	1	1	1	2	3	2	1	11	11

※ 主幹は、庶務係長を兼務している。

※ 定数外職員は、非常勤職員 6 人、臨時職員 2 人である。

2 主な所掌事務

管理課においては、文書及び公印、情報公開及び個人情報保護、条例・規則・規程等の制定及び解釈運用、職員の任免・分限・懲戒・表彰・服務その他身分、職員の勤務条件、給与・報酬・費用弁償等、職員の研修・福利厚生・安全及び衛生管理、庁舎の管理、臨床研修指定病院、消防訓練、医学図書、医療訴訟、院内事務の連絡、庶務、病院及び付属施設、設備等の維持管理及び補修、他課に属しない事務を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的収入及び支出並びに資本的支出の予算の執行状況について、調定伺書、執行伺書、支払伺書、予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、収益的収入及び支出並びに資本的支出の予算の執行状況については、次のとおりである。

（１）収益的收入及び支出

ア 収 入

（単位：円、％）

科 目			予算現額	調定額	収入済額	未 収 額	収入率
款	項	目					
1 病院事業収 益	1 医業収益	3 その他医業収 益	3,397,000	4,856,395	4,856,395	0	100.0
	2 医業外収 益	3 補助金	8,000,000	19,340,200	19,340,200	0	100.0
		6 その他医業外 収益	62,113,000	58,201,022	58,201,022	0	100.0
	3 特別利益	2 過年度損益修 正益	0	749,788	749,788	0	100.0
		3 その他特別利 益	1,000	735,000	735,000	0	100.0
合 計			73,511,000	83,882,405	83,882,405	0	100.0

イ 支 出

（単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
1 病院事業費用	1 医業費用	1 給与費	5,056,643,000	4,720,060,644	4,720,150,033	336,582,356	93.3
		3 経費	709,123,322	646,994,732	605,483,830	62,128,590	91.2
		6 研究研修費	40,489,000	28,005,240	27,960,980	12,483,760	69.2
	3 特別損失	2 過年度損益修正損	791,883	791,883	791,883	0	100.0
		3 その他特別損失	849,000	849,000	849,000	0	100.0
合 計			5,807,896,205	5,396,701,499	5,355,235,726	411,194,706	92.9

（２）資 本 的 支 出

（単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
1 資本 的支出	1 建設改 良費	1 施設整備 費	633,886,000	611,273,250	575,509,200	22,612,750	96.4
合 計			633,886,000	611,273,250	575,509,200	22,612,750	96.4

ア 調定事務について

収益的收入の第 1 款病院事業収益中、第 1 項医業収益第 3 目その他医業収益（身体障害者福祉協議会
医師派遣、琉大保健学科学生及び県立浦添看護学校実習受託費等）、第 2 項医業外収益第 3 目補助金

（臨床研修費補助金等）、同項第 6 目その他医業外収益（外来駐車場使用料、行政財産使用料等）、第 3 項特別利益第 2 目過年度損益修正益（給与返戻金等）、同項第 3 目その他特別利益（弁護士費用の保険補填金）について、調定伺書、収入予算執行状況表等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 負担金について

負担金の支出は、全国自治体病院協議会会費、臨床研修指定病院合同セミナー東京・福岡、全日本病院協会費、日本産婦人科医学会沖縄県支部会費、全日本病院協会沖縄県支部会費、日本医師会臨床検査精度管理調査等の団体負担金、第 3 回 EBIC ワークショップ参加費、第 6 6 回日本臨床外科学会参加費、第 6 8 回日本消化器内視鏡学会参加費、AHA・BLS コース受講料、第 1 回臨床研修指導医養成セミナー参加費、第 2 8 回看護師長研修会受講料、看護管理研修会参加費、第 5 7 回日本胸部外科学会参加費、第 2 0 回日本環境感染学会参加費等の参加負担金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

ウ 賠償金について

賠償金の支出は、保管していた病院利用者の遺失物品（ジャケット）を紛失したことに対する金銭賠償である。

エ 資金前渡、概算払いの取扱いについて

資金前渡による支払いは、麻薬施用者免許申請手数料、遺体解剖謝礼金、院内講演会謝金、研修管理委員会委員謝金、第 2 8 回看護師長研修会受講料、第 6 6 回日本臨床外科学会参加費、第 6 8 回日本消化器内視鏡学会参加費、診療報酬説明会懇談会費、平成 1 7 年沖縄県医師会新年祝賀会会費等の手数料、交際費、謝金等である。

概算払による支払いは、第 9 0 回日本消化器病学会参加、第 4 5 回日本神経学会参加、第 2 9 回日本超音波学会参加、第 1 0 0 回日本精神神経学会参加、呼吸療法士研修会参加、集中治療室看護師研修、NPPV コース受講・集中治療室看護師研修、第 2 4 回日本脳神経外科コンgres参加、第 4 7 回日本腎臓学会参加、看護師救急医療業務実地修練受講、平成 1 6 年度認定看護管理者セカンドレベル受講、第 2 8 回看護師長研修会受講、第 6 6 回日本臨床外科学会、第 5 7 回日本胸部外科学会、日本口腔外科学会第 2 5 回教育研修会、第 1 7 回日本内視鏡外科学会、第 4 回看護管理研修会、看護師長宿泊管理研修、医療安全管理者養成研修Ⅰ、第 1 9 回がん看護学会等の旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約について

業務委託契約については、保清業務、電話交換業務、清掃業務、警備業務、院内保育所管理、病棟事務業務、寝具類等一式洗濯補修業務、医療廃棄物処理業務、平成 1 6 年度職員定期健康診断業務、病院施設管理業務、昇降機設備保守点検等の委託契約である。

（2）設計業務委託契約について

設計業務委託契約については、ICU 増築工事業務（工事監理）、急病センター改修工事実施設計業務、急病センター改修工事業務（工事監理）の委託契約である。

（3）工事請負契約について

工事請負契約については、ICU 増築工事（電気、建築、機械）、急病センター改修工事（建築、設備）、空調設備更新工事、防煙設備取付工事の請負契約である。

（4）賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約については、タイムレコーダー賃貸借、駐車場遮断機賃貸借、ベビー肌着等賃貸借、電子複写機賃貸借、寝具類等一式賃貸借、白衣予防衣賃貸借、タクシー使用料、電話交換

機賃借等の契約である。

（5）修繕費の契約について

修繕費の契約は、乳房撮影室増設工事、急病センター医療ガス設備仮設工事、1階急病センター改修工事、地下2階厨房室側溝修繕工事、給水管補修に伴う床補修工事、ターボ冷凍機高圧コンタクト取替、本館高圧真空遮断機取替、非常用発電機過給機オーバーホール、ターボ冷凍機シーズンオフ整備、ナースコール設備更新工事、消防用設備改修工事、中性能（塩害仕様）フィルター取替作業等の修繕契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6注意事項等（1）、（2）、（3）」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

物品について

物品の出納及び保管等について、平成17年5月13日に備品台帳、その他関係書類と現品を突合（抽出）した結果、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意事項等

（1）契約の履行について（注意事項）

医療廃棄物処理業務委託契約において、落札後、保証人を立てることが契約条件となっていたが契約締結時において保証人の確保がされていなかった。当然、その段階で契約条件不履行を理由に、速やかに再入札すべきであった。

日々排出される大量の医療廃棄物、限られた保管スペースからやむなく契約未締結の状況下で当該業者が処理することを黙認し、約2ヶ月経過後の平成16年6月11日付けで保証人条項を除いた契約を当該業者と締結した。当該契約書では、委託期間を同年4月1日に遡及し、同年6月30日までとする特別条項を設けて4月分からの委託料の支出を行ったことは、契約のあり方として、不適切な処理である。

医療廃棄物を処理する現状の厳しさについては、一定の理解が出来るとしても、こと契約に当たっては法令等を遵守しなければならない。

（2）契約の方法について（留意事項）

医療現場で従来、要望の強かった病棟事務業務委託を平成16年1月分から3月分までの3ヶ月間、3病棟限定で試行するために当該業者と随意契約を締結した。試行期間の1ヶ月延長と入札準備のため翌年度4月分のみを同業者と自治法施行令第167条の2第1項第4号「競争入札に付することが不利・・・」適用で随意契約し、同年5月分から指名競争入札に変更したことである。

このような契約の方法は、同一年度中途において、特段の状況変化もないまま指名競争入札に移行する合理的理由とは認めがたく、それぞれの契約方法の法的根拠も異なり、相互に矛盾することから適正でないと思料するので、今後は改められたい。

（3）随意契約について（要望事項）

平成14年度の決算審査において、病院全体として随意契約が多いとの指摘がなされたところであるが、今回の定期監査においても、自治法施行令第167条の2第1項第1号適用の随意契約を除いたとしても、随契の割合が高いと思われるので、契約の基本原則は、競争入札であるとの認識のもとに契約業務に当たるべきである。

病院における入札・契約業務にあっては、医療業務の特殊性、専門性を勘案しながら、併せて透明性、客観性、競争性の確保に努められたい。

○ 医 事 課

1 職員の配置状況

医事課の職員配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

職 名 係 名	課 長	主 幹兼係長	主 査	主 任 主 事	主 事	主 任 看護師	合 計	定 数
課 長 等	1	1					2	2
医 事 係		(1)	2	1	2	1	6	6
計	1	1	2	1	2	1	8	8

※ 主幹は、医事係長を兼務している。

※ 定数外職員は、非常勤職員 4 人（人間ドッグ業務）、臨時職員 3 人（庶務業務 1 人、補助業務 2 人）の計 7 人である。

2 主な所掌事務

医事課においては、医療事務、患者の対応、診療報酬、診療収入の算定、請求、調定及び収納、医事に係る報告、届出及び諸証明交付、医事統計、診療録の管理、人間ドック、検診業務等、急病センター、その他医事に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的収入及び支出の予算執行状況について、収入調定伺、執行伺書、支出伺書、支出負担行為書、予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、収益的収入及び支出の予算執行状況については、次のとおりである。

収益的収入及び支出

ア 収 入

（単位：円、％）

科 目			予算現額	調定額	収入済額	未収額	収入率
款	項	目					
1 病院事業収益	1 医業収益	1 入院収益	5,718,358,000	5,232,140,278	5,232,140,278	0	100.0
		2 外来収益	2,588,114,000	2,300,957,817	2,300,957,817	0	100.0
		3 その他医業収益	171,940,000	192,565,523	192,565,523	0	100.0
	2 医業外収益	6 その他医業外収益	1,000	61,192	61,192	0	100.0
	3 特別利益	2 過年度損益修正益	0	12,969,085	12,969,085	0	100.0
合 計			8,478,413,000	7,738,693,895	7,738,693,895	0	100.0

イ 支 出

（単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
1 病院事業費用	1 医業費用	3 経費	449,811,057	435,962,509	435,897,599	13,848,548	96.9
	3 特別損失	2 過年度損益修正損	29,208,117	12,278,920	12,277,070	16,929,197	42.0
合 計			479,019,174	448,241,429	448,174,669	30,777,745	93.6

（ア）調定事務について

第 1 款病院事業収益第 1 項医業収益（入院収益、外来収益、その他医業収益）、第 2 項医業外収益（その他医業外収益）、第 3 項特別利益（過年度損益修正益）について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、「5 注意・検討事項(2)」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

（イ）負担金について

収益的支出の第 1 項医業費用の経費の負担金の支出は、予防医療センター視察研修、日本診療録管理学会、地域医療連携講演会、日本医療社会事業全国大会等に対する出席負担金である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

（ウ）資金前渡、概算払いの取扱について

資金前渡による支払いは、診療費の還付金、予防医療センター視察研修、地域医療連携講演会、地域医療連携勉強会等への出席負担金等である。

概算払による支払いは、診療報酬請求事務研修会、診療報酬請求もれ防止対策研修会、医事会計情報による経営分析サービスセミナー、日本診療録管理学会、予防医療センター視察研修、院内がん登録ワークショップ、医療ソーシャルワーカー研修等に伴う出張旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約状況について

業務委託契約については、診療情報管理及び受付業務、医事業務、医業未収金管理・回収業務、カルテファイリング業務、人間ドッグ食事業務、給食業務等の委託契約である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約については、コピー機、患者用保温食器等、急病センター院内備品保管コンテナの賃借料等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「5 注意・検討事項(1)」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 注意・検討事項

（1）契約事務について（注意事項）

業務委託契約については、随意契約の方法による 10 件のうち 5 件の契約の中で次のような 7 箇所の不適切な契約内容があった。

- ①那覇市契約規則第 21 条の 2 に基づき予定価格を定めなければならないが予定価格が設定されていないもの 2 件
- ②那覇市契約規則第 21 条の 3 に基づき 2 人以上の者から見積書を徴すべきであるが、徴していないもの 1 件
- ③随意契約をするには、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の第 1 号から第 9 号に該当する必要があるが、それらの随意契約理由に該当しないもの 3 件
- ④一括発注が可能と考えられる契約を 2 回に分けて契約して第 1 号を適用したもの 1 件

更に、使用料及び賃借料の契約についても、予定価格が設定されてなく、見積書を徴してなく、随意契約理由に該当しないなどの契約事務における不備が 1 件あった。

これらの規定は、地方公共団体が事業執行に当たり、公正、機会均等、経済性を確保する必要から規定されているので、今後はこれらの契約に関する規定を遵守していただきたい。

（２）診療費請求事務について（検討事項）

平成 15 年度に比べて平成 16 年度（平成 17 年 3 月 31 日現在）は、未収金（滞納繰越自己負担分合計）が 1 億 7,077 万 1,392 円から 2 億 213 万 8,712 円、不納欠損額が 3,100 万 3,201 円から 1,578 万 1,835 円、収納率は 85.9%から 85.8%へと変化している。そして、平成 15 年度決算では純利益は 4 億 4,353 万 7,295 円であったが、不納欠損額 3,100 万 3,201 円の方だけ純利益が減少する結果となっており、平成 16 年度も同様に不納欠損額 1,578 万 1,835 円の方だけ純利益が減少することになる。

このように未収金 2 億 213 万 8,712 円は平成 15 年度より 3,136 万 7,320 円多くなっており、不納欠損処分との関係で将来の損益に影響を与える要因となるものである。従って、徴収業務の強化を行い徴収率を向上させることにより、不納欠損額の減少に努めるとともに、時効の消滅を待って不納欠損処分にすることがないように一層の徴収努力をされたい。

そのためには、患者の自己負担額については、未収金の発生を極力防止するとともに、発生した場合の早期回収に努めることが重要であり、また、入院患者については、長期間分にわたる場合はできるだけ請求回数を増やすことを検討する必要がある。本院においては長期入院患者の診療費を 1 日から月末分を翌月 10 日に定期請求しているが、例えば、早期収納を図るために現在の 10 日遅れの請求をもっと早めて行うなど、未収額が減少するよう努めていただきたい。

○ 財 務 課

1 職員の配置状況

財務課の職員配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

係 名	職 名	課長	係長	主査	主任医療 事務員	主任 主事	主事	合計	定数
課 長	等	1						1	1
経 理	係		1				2	3	3
用 度	係		1	1	1	2	1	6	6
計		1	2	1	1	2	3	10	10

※ 定数外職員は、非常勤職員 2 人（中央倉庫の物品受払業務）である。

2 主な所掌事務

財務課においては、予算及び決算、補助金、企業債及び一時借入金、財政計画、現金及び有価証券の出納及び保管、その他経理、財産の取得、管理及び処分、物品の出納及び保管に関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予算執行状況について、収入調定伺、執行伺書、支出伺書、支出負担行為書、予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出等の予算執行状況については、次のとおりである。

（１）収益的収入及び支出

ア 収 入

（単位：円、％）

科 目			予算現額	調定額	収入済額	未収 額	収入率
款	項	目					
1 病院 事業 収益	1 医業 収益	3 その他医業収益	295,970,000	295,970,000	295,970,000	0	100.0
	2 医業 外収 益	1 受取利息配当金	21,000	688,407	688,407	0	100.0
		2 他会計補助金	110,071,000	110,071,000	110,071,000	0	100.0
		3 補助金	7,204,000	0	0	0	0.0
		4 負担金交付金	170,945,000	170,945,000	170,945,000	0	100.0
		5 消費税還付金	1,000	0	0	0	0.0
		6 その他医業外収益	2,000	0	0	0	0.0
	3 特別 利益	1 固定資産売却益	1,000	0	0	0	0.0
		2 過年度損益修正益	2,500,000	0	0	0	0.0
合 計			586,715,000	577,674,407	577,674,407	0	100.0

イ 支 出

（単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
1 病院事業費用	1 医業費用	2 材料費	1,896,962,882	1,788,098,828	1,788,098,828	108,864,054	94.3
		3 経費	262,263,018	235,352,951	212,886,975	26,910,067	89.7
		4 減価償却費	231,561,000	0	0	231,561,000	0.0
		5 資産減耗費	5,500,000	507,722	507,722	4,992,278	9.2
	2 医業外費用	1 支払利息	133,156,911	133,156,911	133,156,911	0	100.0
		2 繰延勘定償却	1,000	0	0	1,000	0.0

		3 消費税及び地方消費税	7,500,000	0	0	7,500,000	0.0
		4 雑損失	1,000	0	0	1,000	0.0
	3 特別損失	1 固定資産売却損	1,000	0	0	1,000	0.0
	4 予備費	1 予備費	30,000,000	0	0	30,000,000	0.0
合 計			2,566,946,811	2,157,116,412	2,134,650,436	409,830,399	84.0

(2) 資本的收入及び支出

ア 収 入

(単位：円、%)

科 目			予算現額	調定額	収入済額	未収額	収入率
款	項	目					
1 資本的收入	1 企業債	1 企業債	342,500,000	729,300,000	729,300,000	0	100.0
	2 補助金	1 補助金	1,000	0	0	0	0.0
	3 出資金	1 出資金	208,397,000	208,397,000	208,397,000	0	100.0
	4 固定資産売却収入	1 固定資産売却収入	1,000	0	0	0	0.0
合 計			550,899,000	937,697,000	937,697,000	0	100.0

イ 支 出

(単位：円、%)

科 目			予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算残額	執行率
款	項	目					
1 資本的支出	1 建設改良費	2 有形固定資産購入費	150,000,000	149,844,305	136,883,105	155,695	99.9
	2 企業債償還金	1 企業債償還金	312,595,000	312,594,531	312,594,531	469	100.0
合 計			462,595,000	462,438,836	449,477,636	156,164	100.0

(3) 棚卸資産購入費
支 出

(単位：円、%)

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執 行 率
款	項	目					
1 棚卸資 産購入 費	1 棚卸資産 購入費	1 棚卸資産 購入費	1,650,000,000	0	1,381,996,524	1,650,000,000	0.0
合 計			1,650,000,000	0	1,381,996,524	1,650,000,000	0.0

※支出負担行為額は決算に向けて金額が確定してから記載する仕組みになっている。

(ア) 調定事務について

収益的収入の第 1 款病院事業収益第 1 項医業収益（その他医業収益）、第 2 項医業外収益（受取利息配当金、他会計補助金、負担金交付金）及び資本的収入の第 1 款資本的収入第 2 項企業債、第 3 項出資金について、収入調定伺、納付書兼調定票等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(イ) 資金前渡、概算払いの取扱について

資金前渡による支払いは、収納箱・整理棚の購入費、収納ケースの購入費等である。

概算払いによる支払いは、NOMA 行政管理講座参加、全国自治体病院協議会九州地方会議参加の出張旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約状況について

業務委託契約は、ドルニエ保守点検、人工呼吸器保守点検、臨床検査機器保守点検、臨床検査業務、不要物品廃棄、ホルターレコーダー保守点検等の委託契約である。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、在宅酸素装置、臨床検査機器、在宅人工呼吸器、富士コンピューテッドラジオグラフィー、磁気共鳴画像診断装置、細菌検査機器等の賃貸借の契約である。

(3) 修繕料の契約について

修繕料の契約は、磁気共鳴診断装置、MR I 診断装置、医療用リニアック装置、循環器系 X 線診断装置等の修理の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「6 注意・留意事項 (1)」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 財産の管理状況

(1) 公有財産について

施設の管理について、土地(病院用地 25,188 m²)、建物(病院本館 31,452 m²、看護婦宿舎 2,132 m²、病院内保育所 209 m²)の管理状況及び公有財産台帳の副本等を審査した結果、おおむね良好に管理されているものと認められた。

(2) 物品について

物品の出納及び保管等について、平成 17 年 5 月 12 日に備品台帳（資産台帳）、その他関係書類

と現品を突合（抽出）した結果、「6 注意・留意事項(2)」で述べたこと以外は、おおむね良好に管理されているものと認めた。

6 注意・留意事項

(1) 契約事務について（注意事項）

修繕料の契約については、契約金額 50 万円以上の契約が 12 件あるが、そのすべてが随意契約となっている。その中で、契約における決裁文書に見積書が添付されていないものが 2 件、契約書の契約年月日の記載漏れが 6 件あった。また、契約金額 50 万円未満の契約が 209 件あるが、その中で 10 件を試査したところ見積書の見積年月日の記載漏れが 5 件あった。随意契約による場合は、2 人以上から見積書を徴しなければならず（契約規則第 21 条の 3）、また、見積書を徴して業者決定通知後 7 日以内に契約書を作成し（契約規則第 21 条の 4）、当事者双方が記名押印した日付を契約する際の契約年月日にして当該契約は確定する（地方自治法第 234 条第 5 項）ものである。

これらの規定は、地方公共団体が事業執行に当たり、公正、機会均等、経済性を確保する必要から規定されているので、今後はこれらの契約に関する規定を遵守していただきたい。

(2) 資産の管理について（留意事項）

資産の管理について資産台帳と現品を 21 台抽出し突合した結果、資産台帳に記載されているが、現品がなく実態として廃棄処分されているものが 5 台（23.8%）あった。それは、資産の保管管理の事務処理体制の不備により廃棄処分の記載もれが多い状況となっているものである。

これらについては、資産の管理上、好ましくないもので、資産管理の事務処理体制の整備を図り細心の注意をもって資産を保管するとともに、那覇市病院事業会計規程第 8 3 条（固定資産の用途廃止）、同規程第 8 4 条（売却等に関する報告）に基づき、適時に現品の保管状況を点検しながら資産台帳を整備するなど資産の良好な保管管理に当たられるよう留意されたい。

○ 企 画 課

1 職員の配置状況

企画課の職員配置状況は、次のとおりである。

（単位：人）

職 名 係 名	課 長	係 長	主 査	主 任 事 主 事	主 事	合 計	定 数
課 長 等	1					1	1
企 画 係		1		1		2	2
医 療 情 報 係		1	1		1	3	3
計	1	2	1	1	1	6	6

※ 定数外職員は、非常勤職員 1 人（OA 関係業務）である。

2 主な所掌事務

企画課は、病院業務の総合計画、事務改善、病院機能評価、広報、統計及び調査、医療情報システムの開発及び機器の保守管理、特に命じた事項、その他企画及び医療情報システムに関する事務を所掌している。

3 予算の執行状況

収益的支出の予算執行状況について、執行伺書、支出負担行為書、予算執行状況表等により審査した結果、計数は正確なものと認めた。

なお、収益的支出の予算執行状況については、次のとおりである。

支 出

（単位：円、％）

科 目			予算現額	支出負担 行 為 額	支出済額	予算残額	執 行 率
款	項	目					
1 病院事業費用	1 医業費用	3 経費	173,608,810	158,648,499	144,167,372	14,960,311	91.4
合 計			173,608,810	158,648,499	144,167,372	14,960,311	91.4

（ア）負担金について

収益的支出の第 1 項医業費用の経費の負担金の支出は、研修会参加、医療情報システム研究会に対する出席負担金等である。

これらについて審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

（イ）概算払いの取扱について

概算払いによる支払いは、全国地域がん診療拠点病院連絡協議会、WHONET 講習会、電子カルテシステムセミナー等の出張旅費である。

これらについて、予算執行伺書等により審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

4 契約事務の状況

（1）業務委託契約状況について

業務委託契約は、オーダーリングシステム S E 支援業務、新医療システムハード保守業務、医事システム S E 支援業務、新医療システムソフト保守業務、カルテファイリング保守業務、画像システム連携業務、カルテファイリング機能追加業務、診療費自動精算機接続業務、看護支援システム仕様変更業務、病歴システムオラクル連携業務等の委託契約である。

（2）使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料は、新給食管理システム、新医療システム増設機器、新健診システム、新検査システム、カルテファイリングシステム、新情報系システム、画像システム、細菌検査システム、新医療システム、画像追加分システム等の賃貸借の契約である。

（3）修繕費の契約について

修繕費の契約は、画像システム LAN 配線等の修繕に関する契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、「5 指摘事項」で述べたこと以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5 指摘事項

契約事務について

使用料及び賃借料については、入札による契約が 13 件、随意契約が 6 件なされている。その随意契約において随意契約理由が不明確なものが 4 件あるが、随意契約は例外方式とされているものであり、随意契約をするには、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の第 1 号から第 9 号に該当する必要があるが、不適切な契約方法となっている。また、債務負担行為なしで複数年の間、単年度毎に随意契約をしているものとして新給食管理システムの賃借があるが、これについては複数年間の契約が妥当である。この場合には地方自治法第 214 条に基づき債務負担行為の手続きを行うべきである。

これらの規定は、地方公共団体が事業執行に当たり、公正、機会均等、経済性を確保する必要から規定されているので、今後はこれらの契約に関する規定を遵守していただきたい。